

平成29年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第8日（平成29年 6月19日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 報告第6号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について）」から報告第13号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」までの報告8件及び議案第29号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第37号「負担付き贈与の受納について」までの議案9件並びに同意案第1号「固定資産評価員の選任について」、計18件  
(質疑)

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 甲 藤 眞 君   | 2番  | 田 中 耕之郎 君 |
| 3番  | 細 川 博 史 君 | 4番  | 前 田 晃 君   |
| 5番  | 浅 尾 公 厚 君 | 6番  | 森 一 美 君   |
| 7番  | 小 川 豊 治 君 | 8番  | 西 原 強 志 君 |
| 9番  | 永 野 裕 夫 君 | 10番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君   | 12番 | 武 藤 清 君   |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員 なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長 補 佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長   | 前田 利実 君 | 主 査    | 松本 美佳 君 |

主 幹 宮口 佑司 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                  |         |                                             |         |
|----------------------------------|---------|---------------------------------------------|---------|
| 市 長                              | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                       | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長           | 横山 周次 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 心 得              | 中山 優 君  |
| 企 画 財 政 課 長                      | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長                                     | 野村 仁美 君 |
| 危 機 管 理 課 長                      | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                                       | 上原 由隆 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長             | 宮上 眞澄 君 | 健 康 推 進 課 長                                 | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                      | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                                     | 中津 恵子 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長     | 田村 善和 君 | ま ち づ くり 対 策 課 長                            | 早川 聡 君  |
| 観 光 商 工 課 長                      | 倉松 克臣 君 | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長          | 二宮 眞弓 君 |
| 水 道 課 長                          | 楠目 生 君  | じ ん け ん 課 長 補 佐                             | 中嶋 由美 君 |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長 | 山本 弘子 君 | 収 納 推 進 課 長                                 | 田村 光浩 君 |
| 教 育 長                            | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長                                 | 中津 健一 君 |
| 生 涯 学 習 課 長                      | 弘田 条君   | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長         | 沖 比呂志 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 文野 喜文 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（仲田 強君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成29年土佐清水市議会定例会6月会議第8日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出報告第6号「専決処分した事件の報告について（平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について）」から報告第13号「専決処分した事件の報告について（水道使用料の債権放棄について）」までの報告8件及び議案第29号「平成29年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第37号「負担付き贈与の受納について」までの議案9件並びに同意案第1号「固定資産評価員の選任について」、計18件を一

括議題といたします。

ただいまから質疑に入ります。ただいまのところ通告による質疑はございません。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲田 強君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

日程第2、ただいまから一般質問を行います。

発言通告順により質問を許します。

7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 皆さんおはようございます。質問項目に入る前に一言申し上げたいと思います。先月の21日に執行されました市長選挙におきまして泥谷市長が再選されました。5,939票という多くの市民より支持を得ての当選であり、責任の重さを改めて感じているのではないかと推察いたします。特に本市は少子高齢化や基幹産業など厳しい環境下の中でありまますけれども、市民生活向上のためにさらにご尽力いただけますようお願い申し上げます。まことにおめでとうでございます。

また、市議選の補欠選挙に当選されました甲藤眞議員、本市の市議会議員選挙の中で過去最高の4,815票という大量の支持を得たことは、補欠選挙という特殊性はあったものの多くの市民が甲藤氏に対し投票したことは事実であります。これまで市連合区長会等で市政に参画されておりますので、その豊富な経験と実績に基づきご活躍されますことをご祈念申し上げます。本当におめでとうでございます。

それでは通告に基づきまして質問を行います。

まず1点目の本市の主要産業であります水産業の現状と課題について農林水産課長にお伺いいたします。ことしの5月9日の高知新聞に16年度土佐清水市漁獲高最低にという主見出しで報道されました。メジカ漁の低迷が響き14%減の6,868t、1989年以降では最低となり、総漁獲量も宝石サンゴを除けば16億5,562万円、さかなのまちの退潮は深刻さを増していると記載されておりました。従来から魚といえば土佐清水、清水といえば清水サバ、メジカを中心としたさかなのまちと誰もが言われていただけに大変なショックであります。

漁業は気象などにより左右されますので、県や市あるいは関係機関が努力されても完全とはいきませんが、あらゆる想定と予測ができれば少しでも漁獲高の増になればいいなど、そんな思いで質問いたしますのでよろしくお願いたします。

過去2年ごと平成22年、24年、26年、28年の本市の漁獲量と漁獲高について、まず

お伺いたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

それぞれの年度、漁獲量、漁獲高の順序でお答えさせていただきます。

平成22年度1万92t、29億5,870万円。平成24年度9,199t、32億530万円。平成26年度6,893t、38億440万円。平成28年度が6,869tで30億6,090万円となっております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 大体26年38億円ということなんですが、ちょっと古い数字なんですけれども、平成2年のときに大体45億円、3年が43億円程度ありましたので、それからすると随分と減っておる現状がわかりました。

次にそのうちにここ数年来、中国や台湾を中心としたサンゴブームでサンゴの漁獲高が増加しておりますけれども、その実績について、平成22年度より、さきに問いました24年、26年、28年について、もしわかっておればサンゴについての漁獲高をお願いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

平成22年度が8億5,500万円。平成24年度が12億9,260万円。平成26年度が20億3,000万円。平成28年度が14億530万円となっております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 26年度が20億円ということですので、そうすると38億円からすれば半数以上占めておることになるんですね。そこでサンゴさまさまと言いますか、大きくあるわけですけど、そこでいわゆる魚については減少は、ずっとしておると思うがですけども、過去、国や県、そしてこの議場の中でもいろいろと議論されましたけれども、ただ自然界のもんですので、一定の不確定要素は十分あると思いますけれども、その魚の漁獲量なんですけど、今後についての見通しといいますか、どのように判断しているかお伺いいたしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

魚の漁獲量の見通しはとのご質問ですが、正直申しまして詳しい見通しと申しますか、分析はできておりません。ただ現在、高齢でも現役で頑張っておられる方もいずれは引退されて、その人数に対応する後継者がいないままだと、漁業従事者全体が減少し続け必然的に漁獲量も減少することになると思っております。

ただ現在、サンゴ漁をされている方の中には、サンゴ漁の許可期間ではない1月、2月及び6月、7月の間は魚漁をしておられる方もおいでます。今後サンゴの漁獲が一定量まで減少した状態になると、サンゴ漁から魚漁に移行する方もいると見込んでおります。そのときに、従来から魚漁だった方たちとの双方がお互いを理解し合える環境の調整も必要になるのではないかと考えております。それにより魚漁の方が現在よりはふえることとなりますので、結果漁獲がふえるようにつなげたい、そう思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 課長言われるように、いわゆる就業者の減、それとまた後ほど聞きますけど、隻数も減っておるようですので、一定サンゴ漁業との整合性といいますか、そういうのも含めてやりたいということなんですけども、わかりました。

そこで、課長がちょっと言いましたけれども、市内の漁船の隻数の推移ですけれども、平成15年、20年、25年の5年ごとの隻数について実績をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 農林水産省が5年ごとに実施しております漁業センサスによりお答えさせていただきます。平成15年度が628隻、平成20年度が579隻、平成25年度が457隻となっております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 約10年で170隻ですか減っておりますね。すごい減り方というか。

次に漁業就業者の推移について、同じように15年から5年ごとについてお伺いしたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 同じく漁業センサスによりお答えします。平成15年度が

794人、平成20年度が642人、平成25年度が563人となっております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 次に今、説明ありました漁業就業者のうちなんですけれども、いわゆる高齢者、65歳以上の方なんです、もしこれ5年ごとに平成15年、20年、25年、もしわかっておればお答え願いたいと思います。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

同じく漁業センサスによりお答えさせていただきます。平成15年度が281人、平成20年度が285人、平成25年度が252人となっております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ここずっとお聞きしますと、半数近い方が高齢者という実態がよくわかりました。そこで漁獲量と漁獲高の減少、これは魚なんですけれども、それに伴い就業者の減少と、もう1つは一定の高齢化ということが明らかになりましたけれども、冒頭言いましたように、今後の見通しを考えた場合、さかなのまち土佐清水にとっては非常に厳しい環境にこれからもなるんじゃないかと予想される場所ですけれども、そこで市としても重要施策として後継者の育成、これは新規漁業就業者支援事業ですか、に取り組んでおりますけれども、平成12年度から平成29年度までの長期研修生は25名と聞いておりますけれども、その中で現在も漁業に従事されている方は何名か、もしわかっておればお願いします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

25名のうち研修生を含めて23名の方が従事されております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 相当な数が若干やめちゃうがやらないかないうふうな思いでしたけども、結局23人がされようことは、すごい効果があるということがわかりました。

そこで、2名についてやめた理由というのがわかっておるでしょうか、その点については。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

お2人のうち1人は家庭の事情によりやめられました。もう1人は病気で亡くなりました。以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 23名が就業されているということなのですが、もしひよっとすると23名の中で就業実態ですわね。例えばその方はサンゴに行きようとかメジカに行きようとか、サバに行きよるいう方とかおると思うがです。その程度の仕分けといたしますか、それもしわかっておればお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

23名のうち10名は2年間の研修中の方がおりますので、実際独立しているのは13名となります。そのうち魚漁はメジカが1人、メジカと立て縄で1人、立て縄漁で4人、キンメダイの漁で1人、合計魚漁は7人です。残り6人はサンゴ漁に従事されております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。せっかく制度で支援していますので、効果が上がっておるということがわかりましたので、引き続いて取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次にサンゴ漁についてお伺いいたします。平成25年度の本市の漁獲高が対前年比17.8%増の37億7,800万円になり、12年ぶりに35億円を超えたと新聞報道されました。内容は漁獲量1.5%減の9,058tで1989年度以降の25年では、最低でサンゴの漁獲高が18億円と半分を占めて金額を押し上げた結果、極端な構造にさかなのまちの先行きを不安視されておりました。その後、平成26年度には、サンゴの漁獲高が先ほど課長の答弁がありましたけれども、20億3,000万円、平成28年度は28億9,800万円と全体の47億3,600万円の61.2%を占める実態となっております。昨年は減少している状況ですけれども、大体14億円と聞いてましたけれども、現在ことしなんですけど、まだ年度途中ですので、ちょっと入札が年に2回か3回かあるようなんですけども、わかっておれば現在の状況どうなっておるかお伺いいたしたいと思ひます。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） それぞれ5月現在の入札実態を比較させていただきます。実

数を言わせていただきます。昨年28年度は5月時点で5億3,490万円、ことし29年度の5月時点では4億3,420万円であり、約1億円減少している状況です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。1億円減なんです。ただ去年が14億円ですので、可能性としては、余りふえない可能性があるということなんですね。

次に平成24年の1月に、5年前になりますかね、高知県の宝石サンゴ漁の許可要件の見直しや禁漁期間の拡大、採取量制限の設定など規制強化を決めました。生木、なまきなんですけれども、生木は県内全体で1年間750kg以内、許可枠は東部が162件、西部が209件、許可期間は3年から1年に短縮しております。県の許可条件について現在はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

平成28年度1月に変更された時点の内容といたしましては、漁業権の許可数を見直しされて、それまで24年度が209件であったのが、平成28年度の見直しで203件となっております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 許可要件だけということは、ほとんど従来と変わってないということがわかりました。

そこで、実は漁民の方もいろいろ心配されよう中で2010年3月、平成22年なんですけれども、例のワシントン条約、第15回の締結の国際会議で米国を中心にして乱獲による資源の枯渇ということで規制すべきということで提案された経過がありますけれども、その後ちょっと調べてみましたけれども、現在17回までしておるのかな。その辺のちょっと区間がわかりませんが、ワシントン条約の中の規制について、もし情報がわかっておればお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

第15回以降、現在まで第16回、17回と2回の会議が開催されております。この2回の

会議では、いずれも附属書への掲載提案はなかったようです。ただ17回会議の際のアメリカ政府からの提案により、現在ワシントン条約会議の部門別委員会におきまして関係国を対象にサンゴの資源状況や資源管理措置状況等の情報を収集している状況とお聞きしております。

それと済みません、議長。先ほどのご質問の中で、抜かっていたことがありますので構いませんか。

○議長（仲田 強君） 認めます。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） ありがとうございます。

先ほどのご質問で28年に許可された内容ということでご質問いただきまして、件数の見直しだけと申しましたが、あと2つありまして、28年度の見直しで操業区域が少し削減されております。もう1つはGPSプロッターというものを搭載して航跡記録を保持するということが条件になったということで見直しをされております。済みませんでした。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 一応17回の中では資源管理を調査するということですので、当分の間はこのままでいくというふうな判断になるかと思えますけれども、宝石サンゴについては何百年の経過があって育つようですけれども、ついこの前の6月10日の新聞によりますと、本市の中でも宝石サンゴの保全について取り組むというふうな記事が載ってます。そしてもう1つは、人工魚礁設置にも取り組んで継続的に今後実施したいということのようでございますので、それも含めて課長が言われましたように、いわゆる魚と宝石サンゴの共存共栄、難しい点あると思えますけど、取り組みをお願いしたいと思います。

次に本市の主要魚種であるメジカについてお伺いいたします。本市の特産品である宗田節として最も身近であり、加工業者や従業者等経済に与える最も大きく漁獲量の5割から7割を占めており、91年の1万5,000t、約16億円をピークに減少を続け、昨年は過去最低の4,150t、漁獲高3億9,458万円で、1kg当たり平均単価も95円と前年度よりも29円安かったと、このことが影響しているようでございますけれども、ことしは極端に少ないということが言われてます。ちなみに1日当たりで出ても、船によって違うようですけれども、平均して40kgから80kg、そして価格も90円程度ということですので、それともう1つ、現在のところ漁場も70マイルを切るようですので、そうするとそこへ行くまでに3時間ほどかかるということで、経費が1隻に6万円か7万円かかっておるようですけれども、現在のメジカの実態認識について、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

(農林水産課長 二宮眞弓君自席)

○農林水産課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

先ほど小川議員のほうからは70マイル沖に漁場があるとおっしゃいましたが、私どもがメジカ漁関係者の方々にお話を聞きました中では、皆さん一様にこの5月、6月時期では、これほど不漁だったことは記憶にないと言われております。数字が出ている5月を見ましても、昨年は1,008tであったのに対し、ことしはわずか37tという不漁です。ただ、探索に行かれた方も含め沖の様子を見られた漁師さんに聞きますと、メジカは見えちょうけんど、食わんと言われます。その理由はメジカの群れの中に餌となる小魚がたくさんいるから食いついてこないという状況とお聞きしております。これはことしの黒潮の流れが遅く、小魚は通常の流れでは流されてしまうようですが、ことしはそれがなく、いわばメジカがおいしい餌となる生きた小魚の魚群と同居しているような状況だから釣れないということのお話もお聞きしました。

過去の不漁は、黒潮の離岸が要因の1つと言われてきましたが、今回のように漁場にはメジカの群れは確認できるものの漁獲につながっていない、この要因もまた黒潮の変化が要因の1つではないかと思っております。

○議長(仲田 強君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 課長言うように結構メジカ見えるようですね、近くでね。先ほど言ったように、原因については小魚がいるというようなことだろうと思います。

そこで、先ほど課長の答弁がありましたけれども、例年、昨年もここ数年来、メジカ自体不漁が続いておりますけれども、ことしは特に少ないということで、一応心配されることは、うち節納屋の加工工場たくさんありますわね。それともう1つは、第三セクター土佐食も稼働しているわけですがけれども、それに対しての原魚の不足が生じてくるのではないかというふうに思っております。ただ、下ノ加江と大岐とでストックを幾らかされておるようですがけれども、その点については、現在の原魚の実態といいますか、材料についてはどうなっておるか、その点わかっておればお伺いいたしたいと思っております。

○議長(仲田 強君) 農林水産課長。

(農林水産課長 二宮眞弓君自席)

○農林水産課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

土佐食におきましては、工場を通常稼働したと想定した場合には、姫かつおスティック用の原魚は約3カ月分、OEM商品用の原魚は約2週間分の在庫とお聞きしております。節納屋におきましては、加工組合傘下の業者は在庫がない状況とお聞きしております。

○議長(仲田 強君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) 冒頭に言いましたように自然界のもんですので、ここでどうこういうことはできませんけれども、ほんとに特殊な特殊と言いますか、特別な年であると思うわけですが、そういった不測の事態に備えておくということも今後検討課題になろうかなと思っています。

次に市長にお伺いいたします。このメジカの不漁について、今年度は特に悪い状況であるようですけれども、先ほど課長から答弁がありましたように、黒潮が沖を流れている関係も影響していると言われておりますけれども、原因は自然のものでありますので、県や市あるいは漁業者の責任ではありませんけれども、少しでもその対策はできないか。既にメジカ需給調整対策協議会を初め関係機関で協議検討されているとは思いますが、このメジカ対策についてどのように考えているかお伺いいたします。

○議長(仲田 強君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 大変苦慮しているところでございます。メジカ原魚の安定確保につきましては、漁業者、漁協、加工業者及び行政で構成するメジカ需給調整対策協議会、これを平成25年度から立ち上げ、原魚の需給調整及び安定確保に向け各関係機関で情報を共有し対策を行っているところであります。本年度も6月10日に第1回目の会を開催し、関係者間で課題共有や今後の対策について協議を行ったところであります。

その中で現在のようなメジカの不漁の際には、市単独補助により漁場探索船事業を現在実施しておりますが、本年についても既に数回実施しているところであります。しかしながら、先ほど課長答弁でもあったように、例年の漁獲場所でメジカの群れは確認できるものの、漁獲につながっていないのが現状であります。この状況については、これまで例を見ないことであり、漁業者、加工業者ともに大変危機感を持っておりまして、今後も県など各種調査機関からの情報や漁業者など関係者と連携を密にし、積極的に対応を図っていきたくと考えております。

なお、原魚の買い入れについては、協議会への貸付金や土佐清水ホールディングスが地域協働ファンドにより独自に原魚買い入れ資金を準備しておりますので、一日も早いメジカの水揚げというのを願うところであります。

以上です。

○議長(仲田 強君) 7番 小川豊治君。

(7番 小川豊治君発言席)

○7番(小川豊治君) その協議会は既にされたということなんですが、答弁によりまして、市単で探索船を出しようということのようですが、一定調査をすればある程度わかるかと思ひ

ます。

それで、市長あれですかね、県の漁業調査船もありますわね。それらとの整合性というか、その辺は県のほうにお願いとか、既に独自でしていただいております、その辺はどうでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 高知県が所有する漁業調査船については、県内で捕獲される魚類全般の調査を実施しているところでありまして、年間計画を直ちにメジカのみの特化した調査を実施できる体制ではないと、そういうふう聞いておるところであります。この危機的な危機感を持って今後周辺海域の状況など可能な限りの情報提供を求めていきたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 年間計画のようではございますけれども、危機的な状況ということですので、ぜひお願いして調査していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

次にメジカ漁については、3月から6月まで漁獲量もあり、値段も比較的安定しているようではございますけれども、ことしみたいに不漁であれば漁業者にとり深刻な問題になっております。このことが今後続くようであれば、以前に燃油高騰による差額分を市が支援した事例もありますけれども、関係機関と協議してそれらの対策も必要でないかと考えられますけれども、この点についての市長のご意見をお伺いするところではございますけれども、ただ、ここで相手がありますので、相手が言わん時点の中でこうやって出すということは余りにも早いかなと思いますけれども、そんなことがもし協議会の中であればぜひとも前向きに対応していただきたいと思うところではございますけれども、その点についての市長の考えをお聞きいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 燃油に対する助成、補助につきましては、平成20年度に一時燃油が高騰したときがありまして、その際には市として補助金を交付した経過があります。

現在はそれにかわって探索船の調査によりメジカの生息場所が例年と比較し遠方ではないということもありまして、今のところ漁業者や漁協等から具体的な補助金の交付の要望は挙がっておりません。しかしながら、今後燃油高騰や漁獲場所の変化により燃油補助の要望等があれば、メジカ漁業者の経営安定のため、ほかの漁法で操業している漁業者も含めて、また農業や林業者との調整も図りながら検討していく必要があると思っております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君）　ここだけで、メジカだけに特化しての論議はいかんとおもいますが、またそこは含めてこれが随分続くようであればぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に鮮魚配達を高知市で行っていた例の県漁協のJFこうち・海の漁心市がやっておりますたけど、この点についてはちょうど2年ほど前に中止になって、今回市長に質問しておりましたけれども、ちょっとお聞きしますと民間のほうで既に高知市のほうでされようということですので安心しました。お聞きしますと、従来よりかは若干材料がふえておるといこと聞きましたんで、安心しましたんでぜひ引き続いて、将来的に支援があれば、要請があれば支援するとか、そんな形をとっていただきたいなと思っておりますので、この点については質問を割愛させていただきたいと思えます。

次に平成27年6月、神戸市に開店した居酒屋土佐清水ワールドについて、現在3店舗あり来月には4号店、また関東にも進出されるようですけれども、現在の本市との状況、いわゆる安定的な材料が毎日というか各週に確実にやってるようすけれども、中には高知市にも出すとか、そんな明るい見通しがあるわけですけれども、これについて今後の見通しについてどうなるのか市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君）　市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君）　現在、地方創生加速化交付金というのを活用いたしまして活魚車を購入いたしました。この活魚車を週に今2回、神戸のほうに走らせております。天候によって送れないときもあつたり、またほかの魚も天候に左右されますので十分な対応というのはできていないのが現状なんです、おおむね安定的な供給はできているのではないかというふうに担当者は判断しているようでございます。

今後の見通しについては、提案理由説明でも報告いたしましたとおり、非常に急速に、徐々といひますか計画をしながら店舗がふえておる状況でありますので、これに対応すべき体制を整えたいと思っております。幸いなことに産地商社的な役割を担う企業家も出てきておりました生産者との連携、こういったものをより強くいたしまして安定的に供給できる体制、これを整えて今後いきたいと思っております。清水市内で商品がたとえ欠品ということになっても土佐清水ワールドの幡多バル、この形態も機能しておりますので、幡多郡からの、幡多地区からの出荷もできるような幡多地域の連携、こういったものもとってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（仲田 強君）　7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君）　安定的な供給ということが非常に大事なことと思えますので、先ほど市

長が言いましたように、幡多バルへも呼びかけて、そんな対応したいということですので、ぜひせっかくながりができましたんで、うちの経済ともう1つ観光面ですね、非常に役に立っておりますので、引き続きぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

次に養殖漁業について、農林水産課長にお伺いいたします。気象などの影響を余り受けない安定的な魚の提供として、現在全国で養殖漁業が実施されております。近くでは大月町のマグロ、愛媛県ではスマガツオ、これモンタのようですけれども、など新しい魚種に取り組みれております。近年は養殖技術も随分向上し、特有の臭みもなく、人によっては適当な脂が乗った養殖物を好む方も都市部ではいると聞いております。本市の場合、海岸部が大半外洋に面しておりますので、条件は限られていると思いますけれども、一定検討する必要があるのではないか。例えば高級魚であるシマアジ、カンパチ、スマガツオ、先ほど言いましたモンタですね、イセエビなど関係機関と協議してぜひ前向きに検討してほしいと思います。

高知県としても第3期の産業振興計画の中でも漁業の構造改革と養殖ビジネスの拡大、沖合漁場を活用した養殖業の展開を視野に入れておりますので、ぜひ検討して取り組んでほしいと思いますけれども、この件について課長の考えをお聞きいたします。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 小川議員がご紹介されましたように、高知県としても養殖業における新規参入や事業継承、規模拡大を促進するための支援策も創設されております。そこで土佐清水も新たに取り組みできないかのご提案をいただきました。議員も言われましたように、内水面がない本市では困難ではないかとの意見も聞いておりますけれど、資源が少なくなっている現状を考えると、自然環境に左右されるリスクが少ない養殖業は今後研究する価値はあるのではないかと私個人的にではありますが、漠然とは思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ただ外洋ですので、年に何回か台風が来るじゃないですか。そういったことで非常に厳しいと思いますけど、不可能かもわかりませんが、台風時期には沈めるとか、それでもちょっと厳しいかな思うわけですけれども、いわゆる魚を安定的に届ける、先ほどの土佐清水ワールドではありませんけれども、そういったことの観点から、ぜひ今後検討していただきたいとお伺いいたします。

今回質問を通じて答弁を聞いて、水産業の現状や課題も一定見えてきたわけですけど、課長はつい先月の5月ですか、魚の漁獲高や減少に危機意識を持っている。清水サバのブランド化

や宗田節産業の支援など継続的な対策が必要であるというふうに言われておりますけれども、それらを含め今後の水産業の振興について施策や取り組みについての決意をお願いいたしたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

さきにご質問いただきました漁業の新規就業者支援制度の研修生は、本市は高知県でも最も多い実績があります。これは本市が配偶者及び子供に対する支援金を独自で上乘せした支援策があることも後押ししている結果だと思っておりますけれども、現在師匠となってくれる漁業者や漁協の受け入れ態勢のご協力のおかげだとも感じております。今後お互いが連携しながら後継者対策が必要であると強く思っております。あわせて自立した後に漁業での安定した生活を守らなければなりません。清水サバの販路拡大、それからほかの魚も差別化して魚価を上げていく仕組みが必要だと感じております。メジカでつながるいわゆるメジカ産業対策も本市の水産業において大きな課題だと捉えております。原魚の確保から加工過程の機器類の安定した操業、後継者対策、雇用者の確保、宗田節の新たな販路開拓等々メジカ産業を取り巻く課題や新たな施策を集約化して今後メジカ産業クラスタープロジェクトとして関係機関としっかり連携をとりながら目的に沿って事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） ちょうど今から9年前になりますけれども、平成20年7月18日の高知新聞にさかなのまちの女性課長というふうに写真入りで報道されました。いわゆる漁師町の基幹産業を引っ張る重責を担うということで、ちょうど12番の武藤議員も一般質問の中で魚が好きですかというふうな質問をした記憶がございますけれども、そういった中で、先ほども課長より今後の取り組みについてのいわゆる水産業全体についてやりたいというふうな決意もいただきました。ちょうどあれから9年経過しましたがけれど、満を持しての再登場であります。ぜひ本市の基幹産業である水産業の振興について今後ともぜひご尽力を願うところであります。

次に市長にお伺いいたします。本市の水産業は漁獲の減少や高齢化等課題がありますけれども、これまで国や県の制度活用により一定明るい見通しもあります。土佐清水ワールドへの食材の安定的な供給、企業が行っている姫かつお、だしが良くでる宗田節、卵かけご飯専用削り節極上宗田節、お茶漬けのもと湯だしパック、ドレッシングなどがあります。宗田節商品は今さまざまな商品で全国に販路が広がっていると聞いておりますけれども、工夫によってはまだまだ伸びるのではないかと考えております。今後本市の水産業の振興について6次化産業も

含めてどのような施策をするのか、市長にお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 水産業の振興につきましては、本市の特産品である宗田節にも関連するメジカ産業の再生、これが重要であると考えております。本年度よりメジカ産業再生プロジェクトとして、メジカにかかわる企業や団体、行政による協議会を立ち上げました。メジカの漁獲から宗田節を初めとする加工品の製造販売などメジカ産業をクラスター化し商品のブランド強化や市場の開拓、販売戦略策定などのソフト事業と冷凍保管施設など生産性向上に係る施設整備のハード事業を一体的に実施し、メジカ産業全体の再生振興を図ることとしております。

また、清水サバなど本市で水揚げされた新鮮な漁獲物を幅広く県内外に流通させるため、漁協や生産者と連携し、市と連携協定を結んでいる土佐清水ワールドへの安定した出荷体制の確立や新たな販路の拡大により漁業生産量の拡大と漁業者所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 冒頭にメジカ産業の再生いうことに力を入れてやるようですけれども、ぜひ加工品の販売も含めて今後いわゆる利益の出る水産業、生活ができる水産業ということについてできる限りの支援をお願いしたいと思います。

次に2点目の観光産業の実態と今後の取り組みについて観光商工課長にお伺いいたします。

本市を訪れる観光客は平成5年の104万1,000人をピークに、以来減少を続けており、昨年の28年は69万人となり、ここ数年間70万人前後で推移しております。随分前の話なんですけれども、連休や夏休み期間、正月などでは全国各地よりマイカーによる観光客が訪れ、信号機のある所、例えば旭町の3差路の信号機なんかについては、随分と車が停滞して非常に活気がありました。当時はホテルの増改築や民宿の新築など観光にかかわる市民が多数いたわけなんですけれども、今ではそのような事例もなくなり、現在では観光客の動向やニーズも当時とは比較できませんけれども、現状の観光客の動向についてどのように認識しているかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

今、小川議員から指摘がありましたように、本市の観光統計によりますと、観光客数はここ3年間69万人強で推移しております。さらにさかのぼって見てみますと、観光客数が増加した年もありますが、その年には高知県に関する大河ドラマの放映、それから県の実施した志国高知龍馬ふるさと博などの大型キャンペーンが開催されておまして、それらに連動して観光客が上下しているというふうに分析しております。それらを見てみますと、本市の観光資源の磨き上げ、それから受け入れ態勢の強化は当然必要ではありますが、大幅な観光客増加には、県を含めた大きな取り組みも必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） イベントをすれば人が集まるということは十分わかりました。そこで、以前は、ほとんど見る観光といいますか、ほとんどそういった観光だったと思うのですが、現代ではいわゆる体験する、直接そこに行って体験する。そしてまた食文化ですかね、地域の食を地元で食べるというふうなことで、一定要因というか、そういったことがなっているのではないとも考えられますけれども、現在どのような客層が本市を訪れているか、もし分析していれば内容の説明をお聞きいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

客層の分析ということですが、本市のほうで推計しております観光統計をもとに宿泊・日帰り等の割合等について分析しておりますので、その点について答弁いたしたいと思っております。まず宿泊・日帰りの割合についてですが、観光客数69万555人に対しまして、宿泊者が17万2,088人、これは全体の約25%であります。日帰り客につきましては51万8,467人、これ全体の75%であります。この宿泊者のうち団体ツアー客というのがありまして、団体ツアー客は宿泊者のうち全体の30%程度、個人客につきましては約70%程度、個人客というのは宿泊者のうち個人客という意味であります。

それから今度は団体客の内訳ということも、ちょっと分析しておりますが、団体客の内訳につきましては、遍路ツアーで2万2,768人、これは団体客の約44%、外国人が4,972人、約10%、そのほかが2万3,700人、約46%となっております。

本市を訪れる個人客の日帰り客につきましては、データがなく分析できていない状況であります。ただ、客層ということですので、本市では分析してないんですけれども、高知県のほうで平成27年県外観光客入込実態調査というのを実施しておまして、これで本市では

なく高知県全体の話になるんですけれども、この分析によりますと、年代別で40代が26.2%、30代が24.3%、50代が18.4%。男女別につきましては、男性が約60%、女性が約40%、そういうふうの実態調査として数字があらわれております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 団体客約30%ということなのですが、実は私自身がちょっとデータを持っているわけではございませんが、最近、特に業者によるバスツアーですね、あれが随分と少なくなっているがでないかと思っています。黒潮市場ですかね、あそこも朝ずつととまりよったがが、最近はちょっととまってないなと思ってましたが、実は昨年ですかね、例の軽井沢のスキーツアー、あの事故で国のほうとしてはやっぱり長距離バスについては、運転手を2名配置しろというふうに厳しくなったその関係かなとも思ってましたが、説明を聞いてみますと、それほど落ちてないというふうにお聞きしておりますが、その辺については団体客のツアーの、その辺についてもしわかっておればお答え願いたいと思います。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 先ほど議員から指摘のありましたバスについての規制の強化によりまして足摺岬を訪れる団体客のバスのツアー、非常に落ち込んでおります。数字的にパーセントにはあらわれてないんですけれども、全体的に本市への観光客の入込客数が減っている、その分宿泊客も減っているというのは、この団体のバスツアーの減少、先ほど言いましたように運転手が2人要るとか距離的に非常に不利な状況に陥っていますので、それによる減少が大きいと思います。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） わかりました。私も先ほど言いましたように、基礎的なデータしっかりしていない中での質問ですけれども、思ったとおりの答弁でした。ちょうど二、三年以前には旅行会社の新聞広告ずっと入ってますが、その中でも結構足摺観光、四万十川とのセットがあったわけですが、最近はほとんどなくなりました。ついこの前の新聞の中では、あしずりまつりの花火大会のツアーの募集がありましたけれども、その程度で、ほんとに寂しい思いをしております。そういったことで、距離的な面で非常に厳しい条件になってきますけれども、ぜひそれについても今後努力をぜひしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に宿泊者の問題と観光に伴う経済効果を質問通告しておりましたけれども、時間の都合が

ありますので、時間があればまた後ほど質問させていただきたいと思います。

次に、ことしの3月に観光マスタープランを策定しておりますが、その中で交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るために体験型と滞在型観光への取り組みが特に示されております。先ほど言いましたけれども、数年前より観光の目的が違っており、時代の流れに沿った計画であると考えられますけれども、また、平成28年度の地域アクションプランの中でも幡多広域における滞在型・体験型観光推進プロジェクトが実施されましたけれども、その体験型と滞在型観光への取り組みについて具体的にどのようなものを考えているかお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

本市には竜串地域でのマリリアクティビティを中心にホエール・イルカウォッチング、それから足摺岬クルーズなど既にさまざまな体験観光プログラムが造成されております。また、足摺岬で近年行われておりますスターウォッチングについても大変好評であります。

観光マスタープランにおきまして本市での滞在時間の延長、これプラス1泊という表現をしておりますが、を目標にしております、そのための方策といたしまして、宿泊と体験型観光の連携が重要になるというふうに考えております。本市を訪れる観光客の皆様には1泊2日、それから2泊3日で体験観光と宿泊、それから市街地での食、そういうものを連携させられるような観光プランを提示できる仕組みづくりを今後構築していきたいというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 1泊していただければ、それだけ経済効果も上がりますので、ぜひその取り組みよろしくお願ひいたしたいと思います。

次に例の竜串の再開発につきまして、非常に今回高知県の新足摺海洋館の改築、そして環境省による竜串ビジターセンターの建設、そしてまた本市が中心になろうかと思っておりますけれども、爪白キャンプ場の再整備というふうに大型事業が随分と計画されております。その中で爪白のキャンプ場は、お聞きしますと株式会社スノーピークへ委託するということですので、そうすると私は実は余り詳しくなったのですが、アウトドアに詳しい方に聞きますと非常にすばらしい会社ということで、かなり料金も高いようではございますけれども、説明の中ではそれほど高くないとは聞いていますが、少々高くてもすごい人気があるというふうにお聞きいたしております。何人かに話すと、おっと、こりゃすごいなというふうに聞くがですよ。そういったことで非常に期待しておりますので、ぜひこの3施設については取り組みを十分お願ひしたいと思ひ

ます。質問を通告しておりましたけれども、時間の都合がありますので割愛させていただきたいと思います。

次に市長にお伺いいたします。例の幡多広域の観光ですけれども、先ほど言いましたように地域アクションプランやまち・ひと・しごと創生総合戦略で国の広域観光事業にも採択され、幡多地域全体での連携した取り組みがされておりますが、定期周遊観光バスや広域観光パンフレットなど実施されておりますけれども、今後さらに四万十川の遊覧船と足摺海洋館・海底館、グラスボートと連携し共通切符の発行なども考えられますけれども、今後幡多広域での取り組みについて観光客増加についてどういった考え方を持っているかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この幡多広域、実は国の地方創生事業、この先進的な取り組みといたしまして非常に国でも高く評価されておるところであります。その地方創生交付金を活用いたしまして情報発信、それからプロモーションの実施、そういった戦略的なマーケティングにも今取り組んでいるところでもあります。中でも力を入れているのが教育旅行、そしてスポーツツーリズム、一般旅行、国際観光、こういったものをターゲットに具体的な施策といたしましては商品の造成、誘客促進、広報PR、そして何よりもこの広域観光協議会の体制強化、こういったものを図っているところでありまして、今後におきましても幡多6市町村が連携して広域観光を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 7番 小川豊治君。

（7番 小川豊治君発言席）

○7番（小川豊治君） 広域観光にせっきく国の補助もいただけるようですので、ぜひ観光客増加について取り組みをお願いしたいと思います。

魚のことなんですけれども、ちょうど高知新聞に激流の中の近海船ということで、今月ずっと連載されまして、きのうですか最終で終わったがですけど、最後の記事の中で福田さん、うちの支局長やったわけなんですけれども、一本釣りに代表される釣り漁業が生き残ることがなぜ重要なのか、それが日本各地の地域経済を支えているからだ。彼らの行為は集約すればこうなると思う。もう努力も限界だ。地域の漁業が生き残るために、船の隻数をこれ以上減らさないために、ほかに何をどうすればいいのか。政治と行政は、この問いに正面から答える必要がある。地方の漁業者にとって国・県の政策とは、まさにそのために存在するものだというふうにこの連載のシリーズは結んでおります。本当に本市はさかなのまちとして随分と取り組んできましたけれども、ここ数年来、漁業は本当に衰退しております。何分加工業者、土佐食もなんですけれども、漁業に従事している方が非常に多い。そのことを考えると、やはり漁業振興なくし

て土佐清水市はないというふうに思っております。そういった意味で観光産業ももちろん一緒ですけれども、観光も随分と経済効果があります。そういった意味で、非常に本市の主要な基幹産業と思いますので、今後取り組みを積極的にお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休 憩

午前 11 時 13 分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

6 番 森 一美君。

（6 番 森 一美君発言席）

○6 番（森 一美君） 皆さんこんにちは。清友会の森 一美です。久しぶりに初日の質問となりました。さきの市長選におきまして泥谷市長が再選されました。まことにおめでとうございます。これから4年間、市民のため、市の発展のためにますます元気で、これまでの4年間に培ってきた人脈や経験を生かし活躍されますようお願い申し上げます。また、市議会議員補欠選挙では、甲藤眞氏が初当選の荣誉に輝きました。おめでとうございます。早速ですが、我々清友会の会派に参加していただき清友会の総勢は6名となり、議員の半数を占める状態になりました。議員の数が政治の質をよくするものというものではないことは十分にわかっております。6人で切磋琢磨し、また執行部との意見交換や勉強会を繰り返し、どうすれば市や市民の生活が向上するかを考えながら頑張っていきたいと思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。

当選といえば私は当日東京にいました。万歳三唱ができなくて残念でならないのですが、ジオパークのプレゼンテーション、これを応援するために行っておりましたので、ご勘弁をお願いしたいと思います。千葉のプレゼンテーションにつきましては、この結果を踏まえて後ほど質問してまいりたいと思っております。このジオパークの結果については、高知新聞6月7日のコラムの中では不合格というふうに書かれておりました。私は高知新聞を中心にして、いろんなことを考えながらやっておりますので、この不合格というのは非常に残念でなりません。これからまた頑張っって認定を受けるようにしていきたいと思っております。その点についてまた後ほど伺います。

トランプ大統領はパリ協定からの離脱、イギリスはEUからの離脱というふうに離脱ばやりのようですが、世界は戦争や内戦からの離脱というものはないのでしょうか。各地でテロが相次ぎ多くの方が犠牲になっております。残念でたまりません。それを考えると、今の日本は非常に安全で安心して暮らせるよい国になったと感心しております。治安のよい日本の片隅の我

が市をよりよくする方法がないか模索しながら43回目の質問をしまいにあります。どうかよろしくお願いたします。

それでは質問に入ります。前回質問いたしました市民の健康推進について、関連して健康推進課長にお伺いします。健康推進については、さまざまな取り組みで健康増進を図っていただいておりますことには感謝いたします。これは去る4月12日の高知新聞の声広場に掲載されたものですが、ちょっと紹介させていただきます。足の筋の痛みが治る。これは池野寿美さんというんですか90歳の女性からの投稿だと思います。痛い痛いとい何年か前から夜中に二、三回足の筋がつって悲鳴を上げていました。ある日、週刊誌を読んでいると、足がつったら反対側の腕をたたけという見出しが目にとまりました。早速20回ぐらいたたきました。痛みはなくなりますが、またつって痛い痛いので繰り返して根本からとまることはありません。ところがあの痛みがぴたりとまりました。きょうで30日以上になりますが、足がつることはありません。夜もよく眠れます。それは2月15日にNHKで放送されましたガッテンを見てからです。内容は、骨が丈夫になると内臓まで元気になる、刺激が体を若返らせる。その運動として爪先立ちをして、かかとを強くおろす。これを1日30回ぐらい1週間くらい続けるというものです。私は早速始めました。1度に30回ぐらい。朝、昼、夕と思いついたら手すりにつかまってやっています。1回3分もかかりません。週刊誌には骨の老化で体重を支え切れなため筋肉に負担がかかり足がつると書いておりました。足がつって痛い痛いと言っている方にこの運動をお勧めします。つらい痛みから解放されます。骨が丈夫になっているように思います。このごろはつえをつくことを忘れています。今夜も安心して眠りにつきますというふうな記事でございます。

私、前回質問しましたが、これ絶対に効くという保証があるものではありません。しかし、やって、試してみる価値はあるというふうに思っています。果たして自分の悩みが解消されたこの池野さんみたいになるとは限りませんが、オステオカルシンが体全体にいい影響を与えるらしい。興味がある人がいたらやってみたらどうかというふうに勧めるだけで結構でございます。勧めることについて健康推進課長、ぜひお願いしたいんですが、答弁をお願いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

今回、森議員からお話のあった読者の広場、十分読まさせていただきました。その後にNHKのためしてガッテンのビデオやホームページなどでかかと落とし運動の効果については、再度確認させていただきました。NHKのためしてガッテンでは、血液中のオステオカルシンの

量が少ない人は血糖値が高い傾向にあり、骨に体重と動きによる加速度をかけた負荷を加え体全体の骨に刺激を加えることでオステオカルシンの量がふえ血糖値が低下したことから糖尿病予防に効果があること、また、骨が丈夫になり臓器の働きを活発化させる効果があるとのことでした。一方、NHKのホームページでは、ためしてガッテンで放映されたかかと落とし運動についての記事の中で、オステオカルシンの量と血糖値の関係については、はっきりと解明されていないこと、かかと落とし運動の実施については、ひざなどの関節に疾患がある人、既に骨粗しょう症の診断を受けている人は主治医に相談することと掲載されております。

市内の医療機関等の複数のリハビリ専門職に聞き取りしたところ、骨に刺激を与える運動としてはウォーキングや筋力トレーニングが代表的であり、自動運動を活用しての運動であるため、自身が運動の負荷をコントロールできることから、かかとにかかる運動負荷は、かかと落とし運動ほどではありませんが安全性が高いとのことでした。

また運動教室などで多くの高齢者を対象とすると、自身の病状や骨の状態を把握していない方も対象となる可能性があり、かかと落とし運動は体格や体重、実施状況により骨にかかる負荷が異なり、負荷自体をコントロールすることが困難であるためリスク管理が難しいとのことでした。住民へのかかと落とし運動の推奨については、運動効果の医学的根拠が明確となり、運動の方法や体調管理の仕方、運動の評価指標などが確立されれば普及啓発について検討したいと考えています。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。私は番組を見て以来、毎日35回ずつずっと続けております。2月27日には渭南病院で血液検査を依頼しました。また5月1日には、四万十市民病院で人間ドックを受診しました。その結果、全く変わりがないんですね。よくも悪くもなっていない状態でございます。もっとよくなるというふうに自分では楽しみにしてたのに非常に残念です。しかし、これが今の自分の状態だと思い、それを維持しながら今度改善できればよしとすることにしました。

しおさい園長にお伺いします。介護度の高い高齢者を預かり、その健康には毎日気が抜けな いと思いますが、完全に動けない人ばかりではないとは思いますが。前回の質問後、恐らく実践していないのではないかと推測しますが、入所者の健康増進のためにこのかかと落とし運動を勧めることはどうでしょうか。できる人に参加してもらって、1日1回でも2回でもいいから毎日続ける取り組みを始めてみませんか。しおさい園長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） しおさい園長。

（しおさい園長 山本弘子君自席）

○しおさい園長（山本弘子君） お答えします。

安全性を担保しながら運動可能な入所者に参加してもらい実施したいとは思いますが、入所者の状況を見ますと主に要介護3以上です。また、疾病を複数持っている方が多数です。立位での体操は転倒、骨折の可能性もあり、しおさいの目標である安心・安全な介護サービスの提供と潤い安らぎのある生活空間の提供ができかねますので、口腔体操や椅子に腰かけての転倒予防の足の運動を継続してまいります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ぜひよろしくお願ひします。この4月に行いました議会報告会の下川口の会場で、かかと落とし運動についてしているよというふうには高齢者の方から声をかけられました。少しでも多くの方が健康で長生きされますようにいろいろ考えております。私は市民の健康が市のためによくなるというふうには考えておりますので、頭の隅に残していただきたいと思ひます。

続きましてジオパーク認定に向けての質問をしてまいります。今回は認定見送りになり残念でした。プレゼンに参加された皆さん、本当にお疲れさまでした。私もその当日、5月21日ですが、息子と一緒にプレゼンを傍聴に行きました。ほんとにすばらしいプレゼンであったというふうには感じましたが、私は現地審査に残るだろうと考えていました。ところが残念なことに認定見送りという結果を聞きました。観光商工課長にお伺ひします。審査結果の講評は届きましたか。それを受けて今後どのようにする予定であるか、観光商工課長にお伺ひします。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

まず市議会の皆様にはジオジャンパーの着用や森議員におかれましてはプレゼンテーションの会場に応援に来ていただくなど多大な応援、ご協力をいただきながら今回認定見送りとなったことは非常に残念であります。ご承知のとおり日本ジオパーク認定に向けて4月に申請書を提出し、5月21日には千葉県幕張メッセでのプレゼンテーションに臨みましたが、認定見送りという結果となりました。審査結果につきましては、結果報告書という形で6月12日に届きました。認定見送りとなった主な理由といたしまして、1地質学的事象に偏った説明の改善とジオストーリーの構築、2地球科学的価値を正しく評価した説明、3地域の将来の目的設定とそれを実現するために用いる手段との間に見られる矛盾、4他のジオパークから学ぶ姿勢について、5ジオパーク活動の担い手をふやすために必要な取り組みと運営体制について、以上

5点が指摘されております。

今後について、早速先週16日に土佐清水ジオパーク推進協議会臨時総会を開催いたしました。そこにおきまして報告書の指摘事項を検証し、今後のジオパーク活動の継続を確認したところです。審査結果報告書以外にも、プレゼンテーション当日の夜に開催されました交流会の場、それからそこで審査員の皆さんや専門家の方々から多くの指摘や今後の対策などの意見をいただいております、今後推進協議会を中心に外部の専門家の意見を取り入れ、関係者や住民を交えて指摘事項の改善を図り認定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。私ももう少し頑張れば認定にこぎつけられるのではないかと考えております。ところが市民の盛り上がりというのがいまいちかなと感じるところでございます。プレゼンの日に息子を連れて行きましたと言いましたが、その帰り道です。2人でいろいろ話してきました。頑張っていたということは十分に認めてはくれたんですけれど、清水のジオパークというものはコンパクトなものですので、上手にそこをPRしたらどうだろうか。まず1日あれば3つの違いというものが体験できるんじゃないか、そういうところなんかも指摘されました。まず雄大な景色を堪能して気分転換にもなるし、おいしいものを食べられるというようにいい所です。これを売り物にして、市民全体で頑張ればどうかということをおっしゃいました。特に臼碕に力を入れたほうがいいんじゃないですかというような話もしておりました。よそ者のたわ言かもしれませんが、参考にお伝えいたします。

このジオパーク見送りの先には認定しかないと私は考えております。さきの高知新聞の土佐あちこちには、地元の人とはまた違ったおもしろい見方が載っておりました。私はこういうふうな考え方もあるのかと思いつきながら読みましたが、観光商工課長はどのように考えているか伺います。

○議長（仲田 強君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

高知新聞には、今回の認定見送りに関する記事が3度掲載されました。森議員のいう6月2日掲載の土佐あちこちにつきましては、取材に基づくものではなく、記者の主観で書かれたものであると認識しております。記事には不合格という表現が使われておりました。率直に言いますと、私はこの言葉に違和感を感じております。私たちジオパークの活動を進めている者にとっては非常になじまない言葉というふうに考えております。私もプレゼンテーションに参

加し、認定見送りの一報を受けた後、審査員等を交えた交流会に参加しました。その中で審査員の方々、参加していた専門家の方々から聞いたのは、見送りになった理由のほかに、評価できる点としてガイドの活動が非常に進歩していること、プレゼンテーションの内容は非常によかったということなどを挙げていただきました。決して私たちの活動が否定されたわけではありません。また報告書でも専門家の雇用や環境省との連携、ガイド養成などの複数の組織が協力しつつ活動が推進されていることなどが評価されておりまして、これは3年間の取り組みの実績でありジオパーク活動が根づいてきている証拠でもあります。

5月21日以降、各関係者との話や審査結果報告書などを見ても、私は不合格であったのではなく、私たちの活動が現時点で日本ジオパークネットワークの理念にはまだ届いていないので、今回は認定を見送るという内容であったというふうに思っています。今すべきことは、一から考え直すのではなく、これまで培ってきた活動をさらに充実させ、指摘事項を改善して認定に向けて取り組むことだと思っています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。ぜひ、ぜひ、ぜひお願いします。

日本一遠い市が1つの方法を立ち上げてよそに負けない観光立市をつくりたい。私もそのように願っています。これは6月17日の記事ですが、土佐清水、ジオ再挑戦というふうな記事が載っております。これを読みまして市長の思いというものは大体わかったんですけど、この認定見送りをばねに頑張る市長の今後の活動方針等がございましたら伺いたいのですが、市長いかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 森議員は高知新聞が好きなのか、えらい高知新聞の記事を例に挙げての質問であります。先ほど課長の答弁でもありましたように、あくまでも記者の主観というものもあると思いますので、やっぱり受け手がどんなことを考えるのか、また新聞の報道については批判する立場ではありませんが、我々受けとめる側の思いというのもございますので、一概に新聞が全て正しいというふうには思っておりません。それは冒頭で言っておきたいと思っておりますが、今後の方針といたしまして、先ほど具体的に課長から言いましたが、テーマ・ジオサイトの追加や見直し、地形、地質遺産など地球科学的価値の整理・蓄積による土佐清水ならではのジオストーリーの構築、ビジョン、基本計画及び実行計画を作成し共有するためにより一層事務局体制の強化と協議会メンバーの協力・連携を深めながら、あわせてジオパ

ーク活動への住民参加、地域の盛り上がりを図っていくことをこの16日に開いた推進協議会の臨時総会でも確認し、引き続き日本ジオパーク認定に向けて取り組みを強めていくことを決定したところでありますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。日本ジオ認定に向けてと、それからジョン万次郎の大河ドラマ化実現に向けて市民の意識高揚を図り、執行部と議会が一丸になって推し進めていけるように頑張りたいと思います。

続きまして公共施設等総合管理計画についてお尋ねしていきます。本年2月にでき上がった資料、これですけれど、いただき内容を今確認しているところでございます。これを見ると非常に古いものがたくさんあり、建てかえや大規模改修に多額の費用がかかりそうだという点は理解できました。この公共施設等総合管理計画書の策定について総務課長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

公共施設等総合管理計画は近年人口減少や少子高齢化が進む中、これまでに整備してきた公共建築物やインフラ資産を適正に維持していくことが行財政運営の重要な課題の1つでありまして、このような現状を踏まえて将来にわたる課題等を把握するとともに、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化について検討し持続可能な地域づくりを実現することを目的としております。

なお、この計画は平成26年4月22日付総財務第74号公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての総務大臣通知により、各自治体が平成28年度中に策定しなければならないものでございます。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。

続きまして、まだ完全に把握はできてないんじゃないかと思うんですけど、本市の状況というものをどのように把握しているか総務課長にお尋ねします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） 答えいたします。

本市の現状でございますが、本市が保有する公共建築物は、平成27年度末普通会計で213施設、405棟の延べ床面積は約19.1万㎡でございます。建物の内訳では、公営住宅が33%を占め、これに学校施設が25%、保養施設が8%となっております。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。資料を見ますと、非常に古い建物がたくさんあり、建てかえや大規模改修に多額の費用がかかりそうだと理解しますが、再度総務課長にお尋ねしますが、今後の計画等についてはどのようになっておりますか。どのように考えているか総務課長にお尋ねします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

本計画で記載しております公共施設等の更新費用については、総務省からの無償提供の試算ソフトを使用しております。そのため現有する公共建築物は廃止せずに全て維持するなどの条件で試算しているため、多額の費用となり決算額との乖離が大きくなっております。本計画は、公共建築物の維持管理方法を定めたものであり具体的な実施計画ではありませんので、今後人口減少に伴う住民ニーズの変化や財政状況を考慮し、施設の集約や複合化、縮小、譲渡、貸し付け、廃止などや施設個々の長寿命化等を企画財政課と総務課が事務局となり、施設管理する所管とともに住民サービスを低下させないことを前提に各施設ごとの管理計画を策定する予定でございます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。これは今からというふうな計画、課題だと思います。市民サービスが低下しないように、また住民の声を聞きながら市役所全体で対応していかれるようお願いしておきます。

次にドローンの関係について消防署長にお伺いします。日々ドローンの訓練を実施されていると思いますが、それに必要なマニュアルをつくったと伺いました。そのマニュアルの内容について消防署長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。

ドローンの運用マニュアルにつきましては、平成29年4月1日付により土佐清水市が保有する無人航空機の適正な運用を図るため、操縦資格、飛行体制、飛行の禁止区域及び飛行の制限、安全管理等必要な事項を定め地震・台風等の自然災害並びに火災、救助、人命捜索現場等の人が容易に立ち入れない場所における情報収集、またそのほか行政上の必要な情報収集や撮影を安全かつ迅速に実施することを目的として作成し運用しております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。今までも訓練を実施されていると思いますが、その実施状況について消防署長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 消防署長。

（消防署長 宮上眞澄君自席）

○消防署長（宮上眞澄君） お答えいたします。

ドローンの飛行訓練につきましては、先ほど答弁いたしました運用マニュアルに沿って消防職員、行政職員と調整を図りながら実施しており、5月には1回2時間から3時間の飛行訓練を3回実施し、6月現在までで3回訓練を実施しております。

訓練日につきましては、訓練予定表を作成する計画でありましたが、各課との調整がなかなかつかず、現在のところ業務に支障を来さない範囲で訓練日を選定し飛行訓練を実施しております。今後におきましても、各課と調整を図り月に4回程度の飛行訓練を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仲田 強君） 6番 森 一美君。

（6番 森 一美君発言席）

○6番（森 一美君） ありがとうございます。私はドローンに非常に興味があり、最初のドローンの質問もさせていただきました。また、ドローンという言葉を聞くとテレビで見逃さないようにしております。

消防長、昨今のドローンの活用研究はすさまじく、今度はこの間のテレビですけれど、3D地図を使ったドローンの自動運転の実験をなさっておりました。本市では3Dを使った自動運転というのは必要ないとは思いますが、さまざまな活用を見据えて計画しているか消防長にお伺いします。

○議長（仲田 強君） 消防長。

(消防長 上原由隆君自席)

○消防長(上原由隆君) お答えします。

ドローンの活用場につきましては先ほど署長がご説明いたしましたが、各種災害、地形及び家屋調査、情報発信などとなっております。消防関連では先日の11日に足摺地区にありま  
す白皇山の石鎚神社に登ったお遍路さん1名が下山途中で道に迷い遭難。警察より消防に捜索  
協力依頼があり、翌日の12日ドローン1機を使用し、合計時間で1時間30分飛行させ上空  
より捜索しました。地上部隊との連携により、けがもなく無事発見しております。この事例が  
訓練以外では初使用となりました。

活用計画ということですが、運用開始後まだ2カ月弱しか経過していないこと、またドロー  
ンにはさまざまな規制があることから、関係各課と慎重に協議し計画をしていきたいと考  
えております。現時点で消防では防災面にはなりますが、大規模災害などでドローンの現場映像を  
リアルタイムで市役所災害対策本部や消防本部に同時に配信できる現場中継システムの導入を  
検討しております。しかし、初期費用またランニングコストがかかることから、今後担当課と  
調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長(仲田 強君) 6番 森 一美君。

(6番 森 一美君発言席)

○6番(森 一美君) ありがとうございます。早速活用場があったようですけど、よかつ  
たですね、無事に発見されて。

私はドローンの活用について早目早目に計画して市長に答申していくようにしないと、財政  
が厳しいので先送りにされてしまうんじゃないかというような心配もしておりました。市長に  
お伺いします。消防長は市長の意向をいろいろ考えているようですが、私はドローンの運営管  
理を消防に任せているので、今後の活用計画等についても消防長が中心となって考えていくの  
がよいと考えますが、市長はどのような考えでしょうかお尋ねします。

○議長(仲田 強君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) ドローンにつきましては、今後行政全般にわたり非常にドローンがも  
たらす可能性といますか、そういったのが大変大きいと認識しております。ご指摘の活用方  
法についての計画策定ということですので、消防長中心というご提案も受けておりますので、  
担当課全体でどういう方法がいいのかということは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(仲田 強君) 6番 森 一美君。

( 6 番 森 一美君発言席)

○6番(森 一美君) ありがとうございます。ということでございますので、消防長よろしくお願いします。消防長を中心によい計画ができることを期待しております。

梅雨に入って、入った日ですかね、ちょっと雨が降りましたけれど、それから空梅雨状態で、農作物非常にカラカラの状態です。苦労しております。けれど、あしたあたりから雨になる予報でございますので、梅雨というのは体に非常に影響を与えたいと思います。体調を崩さないように、皆様健康に留意して、ますますご活躍されることを祈念して私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(仲田 強君) この際、午食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 2 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長(仲田 強君) 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

10番 岡崎宣男君。

( 10 番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 質問の前に議長に1件、お願いがあります。メジカ対策のところで、副市長に通告するのを忘れておりました。副市長に質問方をお許し願いたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長(仲田 強君) ただいま10番 岡崎宣男君からの申し出につきましては、先般通告のときにもお聞きしておりますし、執行部のほうにも連絡しておりますので、副市長の答弁を許します。

( 10 番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) ありがとうございます。それではまず泥谷市長、再選おめでとうございます。泥谷市長には私は2連敗であります。前はそれほど思わなかったがやけど、今回は反対派の総参謀長として、兵は語れず、若き御大将も語れず、ただ奥歯をかみしめるのみというような状態でありました。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回私はメジカの対策、これは緊急の対策と思っております。私のところにも土佐食の方あるいは節納屋の方等々かなり休んでおる方もおるんですけれども、それと契約問題、財政3点について質問を行います。メジカが長なったら1つぐらいは落ちるかもわかりませんが、執行部にあっては誠実かつ本音の答弁を求めます。答弁がよかろうが悪かろうが、本音やったら結構であります。

この4～6月の間メジカは全く水揚げされていないとのことでありますけれども、担当課長

にお伺いたします。何といたしまして、原魚がなければ加工組合も節納屋もあるいは三セクもどないもなりません。担当課長にあつては、現場漁師の声はいかに把握しておるのか、この点についてお答え願います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 午前中の小川議員のご質問でも答弁させていただきましたが、漁師の方々にお聞きしますと、皆さん一様にこの5月、6月時期ではこれほど不漁だったことは記憶にないと言われております。今回の場合は、例年の漁場にメジカの群れは確認できるものの、漁獲につながっていない状況のようです。いずれにいたしましても、この不漁状態がこれ以上続くことは漁業経営が成り立たず大変な危機感を持っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 課長、危機感は課長は持っている、これはしかるべきですけれども、漁師の声あるいは奥さん方の声、こういうのは聞いておりますか、いかがですか。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 節納屋についても同様です。原魚がないために操業を停止せざるを得ず、経営者の方からは雇用者の生活のことも心配しているとの声も聞きました。

土佐食につきましても、原魚の確保が難しく、その対応に大変苦慮しているということをお聞きしております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは、現場漁師の声はそういうふうなことで、同じように危機感を持つとるといふようなことですが、関連業者あるいは節納屋の女工さん、これも長い間休んでおるようですが、それと三セクの声はどのような声があるのか、具体的にひとつ言うてください。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

土佐食につきましても、従業員の方には直接的にはお話を聞く機会がありませんので聞いておりません。ただ、保管原魚がなくなり一時的に休業措置になるとなれば大きな不安を抱かれ

ていると思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） やっぱり直接、課長聞かんと。それから三セクの原魚はいろいろ経営者の努力によって、いなばより2カ月分、約500t弱が確保されたと、こういうようなことを聞いておりますけれども、これは6月の14日やったかな、従業員の不安の声は尽きません。従業員の不安の声はどういうふうに把握しておりますか。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 先ほど申しましたが、土佐食の従業員の方には直接お話はお聞きしておりません。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 聞いてないで済むんなら話は要らんわ。6月の26日から1週間なり10日なり新工場と大岐工場は休業するというのは、もう経営者から発表されてますわね。そのぐらいはひとつ課長把握しとかんかどぐあい悪いぞ。

それでは次に行きましょう。転ばぬ先のつえとして聞きますけれども、このような状態が続けば、三セクは2カ月分調達したとして、節納屋とか加工組合等影響は私としてははかり知れないと思うております。このメジカの日本一の宗田節なくなった、土佐清水のがやけんえいがやけん。土佐清水のブランド力でいかんといかんがや。影響ははかり知れないと。影響を及ぼす人員は家族等含めて総計何名ぐらいおるのか、課長答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 土佐食で従業員が約190人、節納屋関連の従業員が約160人で合わせて約350人となり、その家族を含めると多くの皆さんに影響があると認識しております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 土佐食等々で合計350人と。家族等含めたら多数というようなことですけれども、家族2人としても700名ですわな。人口から世帯数割ったら多分2人ぐらいやろうと思うが、大体そのぐらいな計算はしていただきたい。

次に土佐食においては全従業員ですわね、原魚は毎月いっぱい底つく言いよったけど、こ

れ2カ月分何とか確保できたというようなことであります。これも従業員といなばとの良好な関係など何なとあろうというふうに思いますので、こういうような何かあったらすぐに相談に行く。多分相談に行ったんでしょう。ただ、6月いっぱい原魚が底つくいうのに行ったのは6月12日と、こういうようなことになっておりますが、この辺、常に従業員が休まんように休まんようにするというのが一番ええんだらうと思うし、その辺、副市長、今後とも従業員が不安がっちょるがよね、とりあえずは、26日から10日ぐらい休むとしても、2カ月あって2カ月先はどうなのか。先のこと言うても始まらんけど、そういうふうにとりあえずは原魚の確保は絶対せんといかん。外からのばっかりじゃどうもならんがやけんね、やっぱり下ノ加江あたりで取らにやもうにつちもさっちもいかんがやけん、そういうようなことも今後ともひとつ努力をお願いしたい。これは副市長に答弁求めます。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 議長のお許しを得ましたので、通告を聞いている中では、きょうお昼に土佐食の社長に連絡をとって協議いたしました。その結果、操業時間の短縮、1時間ないし2時間程度のことはあるかもしれないが、休業はしない方向で調整しているということでございました。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） そしたら副市長、休業は全くせんと、こういうことですね。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お昼のことですので、詳しい状況はまだ聞いておりませんが、現時点では休業はしない方向で検討していきたいと、調整していきたいというふうに言っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 副市長ときょうの昼に協議して、休業はせんということやけん、従業員は多分安心するであろうと。この二、三日か10日ぐらい休業するというようなこと言いよったけん、やったんですけど。

それでは次に今日に至る原因の解明等についてお聞きいたします。原因の1つに黒潮が陸から遠いところにあるとの声も聞くが、通常の間は陸から約20マイルから30マイル、本年は何マイルのところか大体わかつちよるけど、足摺沖の黒潮流域は離岸傾向にあると聞いてお

りますが、見通しはいかがか。課長わかっとなる範囲でいいんで。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 漁業指導所にお聞きしますと、先ほど岡崎議員も言われましたが、足摺岬からの離岸距離は多くの場合は20マイルから30マイルで推移するようです。今年度の先週の状態では30マイル以上の離岸傾向にあるとお聞きしました。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 30マイルね。ここへ水産試験場のメジカ不漁の原因というのがありますので、マイルいうのも書きちよるけん、ちょっと読んでみます。

当场における、高知県の水産試験場ですね、過去の研究からメジカは黒潮が沿岸に接岸した際に漁場が形成され好漁になる。その理由は以下の2点と推測されている。メジカが好む水温帯が沿岸近くに形成され魚群が集約する。2で黒潮が接岸すると、深場の冷水が湧昇し、冷水を嫌うメジカが冷いとこ嫌うけん上に行くというようなことです。

足摺岬からの離岸距離は10から100マイル前後で変動するが、多くの場合は20から30マイルで推移する。多分一緒のもん見ちよるかわからんが、足摺岬からの離岸距離は平成21年から23年ごろは50マイルをほとんど超えることなく推移したが、平成24年以降は100マイル前後の離岸がしばしば見られる。中略しますが、黒潮が離岸したことしの4月23日以降、5、6月に盛漁期を迎える前に足摺岬沖周辺のメジカ引き縄漁は低調へ転じた。6月12日現在、黒潮は足摺岬沖では30マイル以上の離岸のため沿岸近くに漁場が形成されていない状況等々で水産試験場の原因というのがありますけど、そこの辺もよく調べていただきたいと。

さらに次の質問ですが、陸から70マイル、約112kmぐらいのところでは通常は釣れるようではありますが、本年は約100マイルのところまで行くとメジカが見られるとのことでもありますけれども、下ノ加江の探索船の情報はいかなっておりますか。農林水産課長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 先ほどの答弁と同様になりますが、今までの不漁のときは通常形成される漁場に全くメジカが見えなかった状況でありましたが、ことしは例年より魚群は小さいと感じつつもメジカの群れはある状況のようです。下ノ加江の探索船でも、メジカの群れは確認できるものの漁獲につながっていない状況とお聞きしております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 課長、メジカは確認できるわね、確認できとる、確かに。そしてシラサというのが湧いちよるがやろ。シラサが湧いて、イワシの小さいこんなのが湧いて、生きたのをそのままメジカが食うけん、漁船で行ったら疑似餌は食わんと、こういうことですよ。ちょっと丁寧に説明してください。

それでは次に地元漁師の意見の一つに足摺沖がだめなら西は沖の島、東は佐賀付近まで探索船を出してメジカの発見に努めたらいかがかとの声を聞きます。これは私はここでいかんかったら、ここ、ここ、こういうのは、高知新聞の今の激流の中いう、左側カツオ船の載ってますやんか。あれにもここいかんかったら向こうへ行くとかいろいろ書いておるけんど、こういうふうによっぱり足摺沖がいかんかったら沖の島あるいは佐賀とか行ってね、新しい漁場の何とつか、開発とか開拓とか、そういうようなのも関係者と連絡とり合せて、そういうのやったらいかがかと思えますけんど、これも課長答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 今月に10日にメジカ需給調整対策協議会を開催いたしました、その中でもこの探索について多くの意見を交わしたところです。ことしも既に数回実施されておりますが、海域や隻数等は船主会で検討・調整してもらおうようになっておりますので、ある意味自由におっしゃるように最大限生かしてもらえたらと思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 複合的に考えてええと思うのは皆やっていただきたいと、こういうふうに思います。

6月11日現在水温は約24度。15日はここへ資料持ってきてますけんど、6月の15日は25度となっちよるけんど、このぐらいじゃなかなか食わんと。これは海洋速報の分ですけんど、こんなん毎日出るらしいから、こんなんやりよったら温度出てきますわな。

聞くところでは水温の変化により、この水産試験場のもちよっと書いてありましたけんど、釣果も変動があるやに聞きますけれども、どのぐらいの水温なら釣果が上がるのか。例年と本年の水温の状況と、今後の見通しについて課長はいかがお考えか答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

漁業指導所にお聞きしますと、好適水温は一概には言えないと言われております。例えば平成28年1月に下ノ加江で100tの漁獲があったときの周辺水温は20度前後、同じ年6月に190tの漁獲があったときには水温は25度の記録であったようであります。

先日現役漁師さんにもお聞きしましたが、適温は22度から23度だろう。しかし25度でも漁はあったと言われておりまして、昔でいった適温というのはなかなか把握しにくいのではないかというご意見をいただきました。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 課長が言うたように、平成28年1月12日が20度ぐらいとかいうのは滅多にないことやね。それと28年の1月と6月には20度前後で釣れとるいうけん、必ずしも低いところかいうと、低いところでも釣れるけんど、通常はやっぱり低いところは好まんがやけん、そこの辺は。課長ははっきりいえばわからんとしかいいようがないわな。20度ぐらいのときも釣れりゃ、ほんと高いときも釣れる。高ならんと来んがやけんね、黒潮に乗って。一般的なこととしたら、水温が上がらんことにはメジカはなかなかこないというのが一般的ないわゆる通説でしょう。

それから次に116kmくらい沖合に走ると、メジカは見られるとのことでありましてけれども、燃料費は五、六万円ぐらいかかるようであります。500kgぐらい釣っても浜値がたとえ90円ぐらいだと全く合わない。今なすべきことは現状を精査しながら、私とすれば可及的速やかに探索船にしる何にしる燃油の補助が必要と私考えておりますけれども、メジカ対策のあるいは積立金とか貸付金と、こういうなのは活用は可能なかどうか、市長に答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 積立金というのはありませんので、貸付金のことだと思うんですが、これは小川議員の答弁でもお答えしましたが、せんだってメジカ需給調整対策協議会、これによって関係者が一堂に集まりまして課題共有と今後の対策について協議を行ったところです。その中で漁場探索船事業については、燃料、餌などへの補助率への引き上げ、それからこの時期だけでも全額補助してほしい、そういった声はあったものの、実際事業主体や今後の活動実施主体など整理をしなければならない課題もありまして、まずは連合船主会で話し合うこととなったとお聞きしております。

燃油の補助をメジカ需給調整対策協議会の貸付金からの活用ということだと思うんですが、ご承知のようにこの貸付金は既に協議会に交付しておりまして、貸付金の趣旨、目的、そして

その貸付金は年度内に全額を市に納付しなければならないという性格のものでありまして、貸付金の燃油への活用というのは制度の上でできないと考えております。しかしながら、今後協議会から漁場探索船事業に対する具体的な要望が挙がってくれば総合的に検討させていただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 原則的にはできない。原則も何もないから。そやけど、今下ノ加江のほうのメジカ漁師、二十数隻あるかと思えますけど、4月からずっと出とるわけですね。この前13日か5隻ぐらい出て、たった3匹しか釣れなかったというようなことで、メジカの漁師にあっては生活にかかわることです。ここへお座りの皆さんから、公務員は別にそんなことはないけど、生活にかかわることですので、そこの辺、何らかの対策がないかというこんな質問もぐあいが悪いかもわからんが、早急にそういうような、どっからかの活用はできんのかどうか。市長こんなん全くありませんか、答弁お願いします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど言いましたように、具体的に探索船をどういうふうな形で出すのか、探索船にどの漁師が割り当てて、どういう方法で出すのか、これは連合船主会で今検討しておりますので、具体的にその方策が固まって要望がございましたら、あらゆる手を使って援助はしていきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 本市水産業とか加工業は、人的・財政的に私は危機的な状況と考えておりますけれども、市長はいかがお考えですか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この件につきましては、私、市役所時代から長年にわたって水産業の振興や三セクの運営にもかかわってまいりましたので、特にこの時期におけるメジカの量、水揚げ、こういったものには本当に作業状況、釣り上げ状況に一喜一憂しながらこれまで過ぎてまいりました。今でも市長になっても、日には3回も4回も市場の状況、漁師の皆さんの意見を聞きながら、その時々に対策を講じてきたところでございます。ことしのような不漁というのは、ほんとに50年以上漁師をしている方に聞いても、かつて経験がないようなことということでもあります。今後関係機関と連絡を密にしながらできる限りの対策は行ってまいりた

いと思っております。

また、先ほど入ってきた沖からの最新の状況によりますと、窪津のほうの船からようやく口をあけたという一報が入っておりますので、あすは下浦の船はおおむね、大方の人が出漁するという事も聞いておりますし、今後の大漁を心から祈念しているところであります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは、土佐食の従業員の間では少なからず不安は広がっているのは事実であります。約70%の株主として、2カ月は大丈夫やろうけど、その先のことを言うてもあれか、取れるか取れんかわからんけん、何とも言えんかもわからんですけども、そこら辺の説明市長できませんかね。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 土佐食の従業員に不安が広がっているとの指摘ではありますが、絶えずホールディングスを初め事業会社である土佐食と幹部とは連絡をとり合いながら協議を行っております。一部に不安をあおるような従業員がいるようですが、確かに不漁によりこのままでは原魚の在庫が底をつくことから、ほんとにこの間幹部を初め取締役でもある水産業の社長にもお願いしながら、全国の取引先へのメジカ在庫を調整しているところであります。先ほど岡崎議員も言われましたが、OEMの契約先企業ともこの間ずっと協議を重ねながら、その企業がストックしている原魚も優先的に手配していただけるなど、その原魚確保に走り回っているところでございます。その結果、先ほど副市長が答弁したとおり、操業時間の短縮などで一応調整しているとの方向を聞いておるところであります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは次に副市長にお聞きしますけれども、このOEM契約ですね、OEM契約については、一般的に製品の仕様あるいはロゴなどは委託会社のものを使用しますが、三セクも一緒ですね。副市長答弁をお願いします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

OEM契約につきましては、第三セクターでも民間企業と同様の契約であると認識しております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） OEM契約、すなわち向こう、今回の場合はいなばの仕様とかあるいはロゴとか、そういうのを全部使うて、土佐食のあれ一切出てないですわな。それから欠品と何とかなったら大きな損害を向こうがこうむるからそうだったと、こういうふうに理解します。先ほど市長から委託会社とは連携しながら密に対応しておるといようなことをお聞きしましたので、本件に対する副市長の答弁は求めません。

次に本件については、これはさっきも市長言うたけど、漁協、市、県、国などが情報、実情、財政問題を共有しながら、広域的に取り組む必要があると思っておりますが、市長の答弁を求めます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 言われるまでもなく常に関係機関を初め、高知県水産振興部と情報交換しながら課題は共有しておりますし、上京のたびに水産庁に赴き支援を要望しているところでもあります。そのかいあって、きのうは農林水産大臣と水産庁長官が初めて土佐清水市を訪れ、宗田節施設、清水漁港を現地視察の後、市役所で行われた意見交換会では、市内の水産業関係者及び県の水産振興部長、副部長がそろい本市の課題や現状を国に報告し、あわせて水産業に関する要望書を提出して、長官、大臣より前向きな答弁をいただき、あわせて今後も国・県・市及び関係機関が連携して取り組んでいくことを確認したところです。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それのご苦労でした。危機的な状況ですので、そうやっていただくのもまた1つの方法だと。

最後に私は日本一の宗田節を守り雇用の確保のためにも原魚確保がまずもって最大限大切と思っております。現在メジカが清水にないなら、これは全国展開で確保は市長先ほど言っておりましたので結構ですけれども、ないなら何としても節納屋、加工組合、販売業者、三セク等の安心・安全に努めてほしいものであります。再度の答弁になろうかと思いますが、市長よろしく申し上げます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私はこれまでも、誰よりも熱い思いで土佐清水市の産業振興に取り組んできたと自負しております。これからも考えられるあらゆる施策・事業を実施、展開しながら

ら、土佐清水市が誇る伝統産業を後世に伝えるため全力で取り組んでまいります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） よくわかりました。それがはっきり見えなかったけん、こうやって質問しております。

次に市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。ここに高知県包括外部監査結果報告書というのを持っておりますけれども、介護拠点に対する補助金、これは国が3分の2、県3分の1で金額が850万円。この事業は各地域に大いに結構な事業と私は思っております。しかしながら、この手続面で全て随意契約であり、いささか不信感を感じるのとありますけれども、そこでお聞きします。土佐清水市契約規則第26条では、随意契約ができる金額は工事または製造の請負は130万円以下、財産の買入れは80万円以下、物件の借り入れは40万円以下などとなっております。平成27年で850万円のは10件やっておりますけれども、全て随意契約のようですが、私から見ればほかに指名の契約もありや一般競争入札もありやと思っておりますけれども、随意契約にした根拠はどこにありますか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 介護予防拠点整備事業、これは高知県介護基盤整備事業費補助金交付要綱の規定に基づき、土佐清水市介護基盤整備事業費補助金交付要綱を制定した上で補助申請等の手続を行い各対象地区へ補助金として交付しております。補助金の交付に関する取り扱いについては、土佐清水市補助金交付規則の規定により取り扱うこととなりますが、補助事業を行うために締結する契約における入札を義務づける規定はなく、またこれまでも地区に対して補助金を交付する場合、事業を行うために締結する契約について入札を課していないことから、各地区が地区にとって費用負担が抑えられ、かつ必要とする整備を行うことができると判断した建設業者を選定し請負契約を締結するそういった取り扱いをしたところであります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 市長の言うのもわかるのはわかりますけどね、そやけど130万円以下やったら随契、それ以上は契約となつとるがやけん、あくまでこれは契約規則でありますので、地公法第32条では上司の命令も守らんといかん。規則も守らんといかん。法令の遵守ですので法令もありや条例もありや、規則もありや規程もありやというのが大体のようですけれども、やっぱり公務員の倫理観としても守るべきもんは守る。したらいかんことはしたらいかんというようなことで、私ら35年間この法にかかわってきましたけれども、この26条の

工事または製造の請負130万円と、こういうのがある以上、やはり指名など何などでやったほうがよかったんじゃないかと、こういうふうに思いますけど、市長いかがですか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど言いましたように、地区にとっても費用負担が抑えられ、そして地区の役員とか区長においては、設計士の方もおられますし、建築に携わっておられる方もおります。そういった地区の実情を勘案して、担当者も地域と一緒に考えて、そして県にも相談しながらそうやった請負契約を締結する、そういった取り扱いにしたところであります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） そしたら、包括外部監査ですので、内部からやなしに外部から見たらいかがかというようなことで、より適正なのを国のほうが各都道府県、政令指定都市などは包括外部監査を入れるというようなことで、結果がこうやって出とるんです。出とる以上やっぱりこれは規則は規則で愚直に守るべきやと私は思いますけど、市長は市長で考えは変わらんやろうと思うけど、やるのは部下やないですか。部下でも26条見たら、担当者がどうのこうの言うて決定書とか何とかいろいろ書いとるけれども、この130万円以下いうのを知とる者は、やっぱりじくじたる思いでやるんじゃないかと思いますが、そういう点、市長いかがですか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） ちょっと質問の趣旨というのは私理解できませんので、議長、反問権の行使をさせていただいて構いませんか。

○議長（仲田 強君） 反問権の使用を認めます。タイマー停止。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 県の補助金交付要綱に基づき適正に事業を実施しております。外部監査というのは、岡崎議員ご承知のように、これは県の外部監査なわけですし、議員が言われる趣旨というのがよく理解できません。どういう意味なのか具体的に、例えば上司は誰を指すのか、そして法令遵守義務ということですが、どの規定とか法律に違反したものなのか、2点お示しください。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） これ規定はですね、契約規則に違反しとるけん私は言うとするがや。

要は、こういうのある以上やっぱり法は法として愚直に守ってくださいと、こういうことを言うとするんであって、それ以上でもそれ以下でもありません。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 上司というのは誰を指して、これは違反と言われますが、具体的に示してください。私は県の補助金交付要綱に基づいて支出し、またこれについては、市が行う契約については、当然地方自治法、契約規則等の規定に基づき適切に契約を行っているところでありまして、先ほど答弁したように県の補助金交付要綱に基づき適正に補助申請を行い、交付決定を受け、適正に事業は実施されておりますので、議員が言われるようなことは私はないと思っております。その点はいかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 市長はそう言うでしょうけど、私の解釈としては契約規則に明らかにこれ私は反しと思うところから、私も我が主張を取り下げるつもりは全くありません。これで、いずれが正解かというのはわかりませんので、また今度所管官庁にも聞いてから再度また質問します。

○議長（仲田 強君） 先ほどの10番の最初の答弁。

市長。反問権はこれで終了いたします。タイマーを回してください。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 答弁させていただきます。

職員は、ほんとに事業を導入するに当たっては、国の交付金の事業を県の事業で実施しているわけですから、この制度をほんとに勉強した上で、いかに市の負担が少なくできる。そして地域のためになるような、そういつて一生懸命考えた末に導入した事業であります。ですからこの随契においても、地域の実情を考えた上で県の補助金の交付要綱に基づいて、そして適正に交付しておりますし、議員が言われる32条にある上司の命令とその守秘義務のはざままで悩んだりすることは全くありません。一生懸命、地域のために地域のお年寄りがこの介護拠点施設を使って、いつまでも元気で長生きしてもらうように、人間としての尊厳とか、高齢者のほんとに元気でおってもらいたいという、そういう思いでこの事業を導入して一生懸命頑張っておりますので、一点の曇りもやましいこともありませんし、職員は一生懸命やってこの事業を遂行しているということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 市長の言うこともわかりますけど、私はやっぱり国3分の2、県3分の1、いずれにしても税金ながやけん。そやからたとえ指名で850万円でも何でもええ、それに沿うようにしたら私もこんな質問せんでええ。そして包括外部監査結果から見ても、幾らかぐあい悪いけん、こんなん出るがやけん。そういうふうにならんように今後はひとつ十分に気をつけていただきたい、こういうふうに思います。本件については市長と私の考えが相入れるということは全くありませんので、これで質問は終わります。

次に、さらに市長にお聞きしますけど、5月23日の高知新聞、これは市長の顔が大きく出ておりますけど、盤石の布陣で大差、その次に厳しい財政、全職員で共有、こういうふうに乗っております。その中で市単独事業は不可能であろうと、こういうようなことが載っちょるけん間違いなかるうと。それで国・県と連携した事業展開は不可欠というふうなことでありますし、市単独事業は市民と密接なこれはもちろん関係であります。これから聞くことはまずないと思いますが、例えば住みよいまちづくり事業とか農業の枯れた水田へのポンプアップ事業、市道の改良・改修など、どのような事業が対象になってこれ以上やったらいかん、これ以下やったらできると、こんなのはわかりますか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 新聞の報道につきましては、財政問題全般のやりとりの中で断片的に掲載されたもので、その新聞報道の一部だけを取り上げての質問であります。私はその中で市の単独事業全てをなくするという一言も言っておりません。ただし、厳しい財政状況の中で事業実施に当たっては、国・県の法令や制度を研究しながら補助制度を最大限活用する、その上で財政負担の大きい単独事業の実施は難しいと答えたわけでありまして、岡崎議員が言われる住みよいまちづくり事業補助金などの既存の単独事業については、その効果、またその精査、既存の単独事業についても聖域を設けず、基本的には引き続き予算計上しながらも検証して実施してまいりたいという考えでありまして、全てなくするということではありませんし、限られた財源の中でも市民が希望を持てる事業、地域の活力になる事業は絶対に必要であると思っております。きちんと検証した上で必要な事業については、残す努力を最大限してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 今こうやって質問してわかることであって、これ見たら大変やなど、さらに6月11日の総務委員会、これで土佐清水市公共施設等総合管理計画、これは先ほど森

議員も言っておりますけれども、これによりますと公共施設の維持管理費の目安が示されました。40年間に720億円、1年間に18億円とのこれは文書であるんですけれども、説明によりますと、それらの削減のため耐用年数を40年を60年にするとか、あるいは効率的な修理に努めるようですが、これが40年間に720億円が半分になるわけでももちろんない。古うなりや古うなるほど費用もかさむ。非常にこれ私は厳しいと、こういうふうに思っております。人口減は40年ぐらいしたら1万人は切れとるやろうし、そこで市長、市長も職員も我々議員も、ともに財政には非常に厳しい目で臨まんと今後の市政運営というのはなかなか厳しいんじゃないか、こういうふうに思いますが、市長いかがですか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほどの森議員の質問の中で総務課長からも答弁があったところでありますが、この公共施設等総合管理計画における更新費用については、総務省からの無償提供を受けた試算ソフトを使用し、今ある公共施設は廃止せずに全て維持するという想定で、築後30年で大規模改修、60年で同規模で建てかえるといった条件を短絡的に試算したものでありまして、実際とは大きくかけ離れている金額であり、この計画は公共建築物の維持管理方針を定めたもので具体的な実施計画ではございません。このことは委員会でも十分説明したと思っておりますが、今後、施設の集約化や複合化、縮小、譲渡、貸し付け、廃止や各施設個々の長寿命化など施設の適正化及び人口減少に伴う市民ニーズの変化や財政状況への影響を十分考慮しながら、市民サービスを低下させないことを前提に各課で協議を行ってまいります。

○議長（仲田 強君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 各課で、非常に厳しい財政状況、お互い工夫しながら懸命に市民のために頑張っていたきたいと、こういうふうに思います。

以上であります。

○議長（仲田 強君） 暫時の間、休憩いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 日本共産党の前田 晃です。まず初めに泥谷市長の再選おめでとうご

ざいます。これからの4年間、本市の市政のトップとして、市民の命と暮らしを守るために頑張りたいと思います。また、甲藤議員の初当選おめでとうございます。議会のチェック機能を高めるために、ともに頑張っていきたいと思います。

それでは早速ですが、通告に従いまして3点の質問をいたします。

1つ目は不妊治療費の助成についての質問です。努力してもなかなか子宝に恵まれないご夫婦がいます。そんなご夫婦の頼みの綱となっているのが不妊治療です。不妊治療について資料で調べていましたら、日本では5組に1組のご夫婦、およそ2割のご夫婦が不妊治療を受けているとありました。思いのほか多くのご夫婦が不妊に悩み、不妊治療を受けていると改めて思ったことでした。

ところで、高知県には不妊治療を実施している専門病院が6カ所しかなく、その1つが宿毛市の県民病院であとは高知市周辺に集中しています。幡多地域に住んでいても高知市周辺の病院で不妊治療を希望し通院するご夫婦も多く、その経済的負担はとて大きいものがあると聞いています。そういった不妊治療に伴う経済的な負担を軽減するために、公的な助成制度が設けられております。健康推進課長にお尋ねいたします。不妊治療の費用に対する県の助成制度はどのようになっているのでしょうかお伺いします。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

高知県では不妊に悩む方への特定治療支援事業を実施しております。対象となる治療は、保険適用とならない体外受精、顕微授精が対象となります。対象者は次の条件を全て満たす夫婦が対象となります。特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて見込みが少ないと医師に診断された方。法律上の婚姻をしている夫婦であること。夫または妻のいずれか一方が高知県内に居住していること。夫婦の所得金額の合計が730万円未満であること。県が指定する医療機関で不妊治療を受けた方。なお、指定医療機関は高知医療センターなど高知市周辺の3病院となっています。

助成回数及び年度については、平成26年度の制度改正に伴い平成28年4月以降は、助成回数が通算6回までに変更されており、過去に助成を受けた方を含め全ての方に適用されます。助成期間、年度内の助成回数、年齢の制限はありません。通算6回には、平成27年度までの助成回数も含みます。高知県や県外で特定不妊治療費助成金を受けたことがある場合は、その助成回数も含みます。平成25年度までに助成を申請した方は、平成27年度末で通算年度が5年に達していない方で、通算助成回数が6回未満の場合は、平成28年度以降に年間助成回

数及び通算期間に制限なく通算助成回数6回まで助成を受けることができます。

助成金額の限度は、1回の治療につき上限20万円。初回助成のみ上限30万円。男性不妊治療を行った場合は、上限15万円を上乗せ助成。入院費、食事代、文書料など治療に直接関係のない費用は助成の対象となりません。なお、治療費の合計が上限額未満の場合は、当該治療費の額が助成額になります。

治療区分、治療内容、助成金額の限度については、新鮮胚移植20万円以内。採卵から凍結胚移植に至る一連の治療20万円以内。以前に凍結した胚による胚移植12万5,000円以内。体調不良等により移植のめどが立たず治療終了20万円以内。受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精による中止20万円以内。採卵したが卵子が得られない、または状態のよい卵子が得られないため中止12万5,000円以内。

以上が県の助成制度の概要です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 大変詳しい説明ありがとうございました。補助を受けられる、助成を受けられる要件から始まって制度全体、治療内容によって補助額も違ってきますので、そういった点もありますけれども、助成額が異なっていますが、12万5,000円から20万円、初回は30万円、そして男性不妊治療についても15万円の補助があるというお話でした。

私も不妊治療について調べてみましたが、治療には3つの段階があるということでした。不妊治療はまず第1段階のタイミング法からスタートするそうです。これは排卵日を見定めまして自然妊娠を目指す治療になるわけですが、これを半年から1年行って妊娠に至らなければ、次は第2段階の人工授精に移行いたします。人工授精は、パートナーの精子を女性の子宮内に入れて受精させる治療です。これを5ないし6回行っても妊娠に至らなければ、次は第3段階の体外受精に移行するということです。この体外受精というのは、精子と卵子を取り出して体外で受精させ、その後子宮内に戻すもので、高度な医療技術を要する治療だとされています。

この不妊治療の費用についてですけれども、第1段階のタイミング法には医療保険が適用されています。しかし第2段階の人工授精と第3段階の体外受精には保険の適用がなく、治療費全額が自己負担ということになっています。ちなみに人工授精では1回の治療で2万円から3万円、体外受精では1回の治療で40万円から80万円の治療費がかかると言われております。この第1段階のタイミング法と第2段階の人工授精までを一般不妊治療と呼んでおりました、そして第3段階の体外受精を特定不妊治療と呼んでいます。先ほど課長から答弁された県の助成制度というのは、この第3段階の特定不妊治療に対する助成に当たるということです。

高知県では、先ほど説明ありましたが、国の基準が1回15万円だそうです。それに加えて県独自の乗せをしまして、治療内容によって違いはありますが、1回が20万円、初回のみ30万円、通算6回まで助成するという事になっているという事です。

実は市内在住のある30代前半のご夫婦から、この不妊治療の助成につきまして私は相談を受けました。お2人は結婚して5年目になるという事ですが、子宝に恵まれず3年前から高知市内の病院へ通って不妊治療をしているという事でした。第1段階のタイミング法では妊娠ができず、第2段階の人工授精の治療を4回受けたけれども、それでも妊娠できず、いよいよ第3段階の体外受精の治療を受ける決意をしたという事でした。夫は自営業で、そして妻はパートの共働きという事ですが、若い夫婦ですので収入も少なくてやりくりしながら何とか生活しているというお話でした。先ほど触れましたように、これまで受けてきた第2段階の人工授精には保険の適用がなく、また県の助成制度からも外れているため治療費全額が自己負担となり、それが家計への大きな負担になってきたという事でした。そして今度は体外受精の治療を受けることにしたわけですが、これは先ほど説明がありました県の助成制度があるわけですが、助成額が上限を超えた場合は自己負担になるわけですが、それがまた心配でたまらないというお話でした。

健康推進課長にお尋ねします。高知県内では自治体によっては、この県の助成制度に上乗せする形で、市町村独自の助成制度を設けているところがあるようですけれども、どれくらいの自治体がどんな助成をしているのか、その概要についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

平成29年度、県内では21市町村で助成制度を実施しています。一般不妊治療の助成のみを行っているのは5市町村、特定不妊治療の助成のみを行っているのは2町、一般不妊治療と特定不妊治療両方の助成を実施しているのは14市町村です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 大体今お話がありましたけれども、県内ではおよそ半数の市町村が自治体独自で一般不妊治療、あるいは特定不妊治療、またはその両方への助成制度を設けているという事でありました。幡多地域では、その中でも四万十市が平成22年より不妊治療への助成制度を設けています。それから今年度から黒潮町が新たに助成制度を設けたというふうに聞いております。

続けて健康推進課長にお尋ねします。この四万十市と黒潮町の助成制度の概要、目的とか金

額等についてお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） まず四万十市の不妊治療の助成制度についてお答えいたします。少子化対策の一環として子供を産み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療を受けた方を対象に不妊治療に必要な経費の一部を助成するものです。対象となる要件は、四万十市に住所を有しかつ居住している。法律上の夫婦で子供を望まれる夫婦であること。夫婦の合計所得が730万円未満であること。保険診療の対象である不妊治療または人工授精の不妊治療を受けた夫婦であることとなっています。助成内容は一般不妊治療で1年度当たり5万円を上限とし通算5年。ただし3年目からは医師が必要と認めたものに限る。人工授精で1年度当たり5万円を上限とし通算2年となっています。

次に黒潮町では、平成29年度より妊娠及び出産を望む夫婦を経済的に支援する補助制度として実施しております。補助対象者は高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成の承認決定を受けている方のうち次の要件全てに該当する方となっています。申請日において法律上の婚姻をしており、夫婦の両方またはいずれか一方が町内に住所を有しかつ居住していること。平成29年4月1日以降に治療を行ったもの。県助成金で治療費の全額を助成されていないこと。町税等の滞納がないこと。補助額は特定不妊治療1回につき上限10万円。ただし、特定不妊治療に要した費用のうち個人で負担した額から高知県の助成を控除した額が補助対象となります。男性不妊治療費の上乗せとして1回につき上限10万円。なお、男性不妊治療で採精・凍結した精子を使用して特定不妊治療を実施した場合10万円を上限として補助額を増額することとされています。ただし、男性不妊治療のみを行った場合は対象外となります。

補助金交付の事例としては、1回の治療で特定不妊治療35万円、男性不妊治療25万円、合わせて60万円を要した場合、県より35万円の補助、町より20万円の補助となり、自己負担額は5万円となります。

以上が四万十市と黒潮町の助成制度の概要です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。要件については、大体県の基準に準ずるような形になっていると思います。四万十市では一般不妊治療への助成ということです。第1段階と第2段階ですね。人工授精の場合は1年度当たりで5万円を上限。通算2年を限度に助成しているということです。2年間で10万円の補助があれば、自己負担なしで4回から5回の人工授精を受けることが可能になります。私も四万十市の担当課に尋ねますと、実はこれまで

助成額は3万円だったようですけれども、28年度から5万円に増額したという話でした。さらに四万十市は第1子だけが対象じゃなくて第2子まで広げたということでした。28年度は希望者が倍増したという話を聞いています。

それから黒潮町ですけれども、これは一般不妊治療はなくて、県と同じように特定不妊治療と男性不妊治療への上乗せ助成を町でやっているということになりまして、先ほど課長お話ありましたけれども、1回につき10万円ということの助成ということのようです。担当課のほうに私尋ねましたけれども、これ制度が本年度から始まったばかりですので、まだ申し込みは来ていないというところで、実績の報告は聞くことはできませんでした。

今ご説明ありましたように、四万十市も黒潮町も少子化対策と経済的支援というのを1つの大きな目標として、この助成制度を設けたというお話でした。両自治体ともに、どこもそうですけれども、少子化対策というのは力を入れているわけですから、この若夫婦を支援するぞという本気度がこの両市には私は感じられました。市長にお尋ねいたします。本市でも同じ課題なんですけれども、この少子化対策と若者支援のために不妊治療費の助成制度、本市でもぜひ設けていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 少子化対策、本市にとっても大変重要な課題であります。そして何といても人口減少を抑えるためにも1人でも多くの子供が生まれることが望まれております。また、子供が欲しくてもなかなか授かることのできない、妊娠が難しいご夫婦にとっては不妊治療を行うことは希望をつなげることであり、必要であると考えているところであります。不妊治療は今課長より詳しく説明がりましたが、長期の治療が必要な場合もあり、また指定医療機関が高知市周辺であることから、所得の少ない方にとっては治療費とともに大きな負担になると思っておりますし、このことで治療を諦めざるを得ない、そういう状況も考えられるところであります。実は今回の選挙戦に当たって公約の素案づくりの段階でも、もう既にこれは試算いたしまして、具体的に土佐清水市不妊治療助成事業、こういった名前でシミュレーションも行っておるところでありました。ただ、前面には地味な公約でありますので出してはおりませんでした。一般不妊治療それから特定不妊治療への助成金制度については、来年度から実施したいと、そういうふうに思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、初めてお聞きしまして大変心強く思いました。選挙に向けて、表の政策としては出てなかったけれども、来年度一般不妊治療と特定不妊治療についての助成を

考えていると、そういう事業の創設も考えているということでしたので、大変うれしく思います。ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

四万十市の例ですけれども、私が問い合わせしましたときに、この7年間の人工授精の実績が年平均大体5ないし6組で、年間の助成額が15万円前後だという話でした。本市よりも人口の多い四万十市でこの実績ということですので、本市であればこの15万円を超える、人工授精だけですけれども、超えるということはずなかなと、それ以下で対応できるかなということも思っています。それから、県の健康対策課にお話を伺いましたら、自治体が行うこの一般不妊治療における助成につきましては、上限が3万円ですけれども、その費用の2分の1を県が負担するというこのようです。市の実際の持ち出しというのは、その不妊治療にかかわって、一般不妊治療の部分はちょっと少なくとも済むということですので、ぜひ若夫婦支援と少子化対策につながるこの事業を早期実現ということをお願いしたいと思います。

相談に来られた奥さんは、私たちのように子供ができにくい夫婦がいることもぜひ知っていただきたいと、そして子供が生まれるまでの支援もぜひお願いしたいというふうに訴えておられました。先ほど市長の答弁を聞いて、私大変うれしく心強く本当に思いました。ぜひ若者の支援のためにも制度を実現していただきたいと思います。

そしたら次は2つ目の市の広報等の配布にかかわる質問に移りたいと思います。市の広報とさしみずは、市政と市民をつなぐ広報紙として重要な役割を果たしています。本市ではこの広報等の配布については、ご承知のように各区長、自治会を通して行われているわけですけれども、配布にかかわって、ある市民の方から苦情と相談を受けました。それは自治会に入っていないために広報等が届かないと。また地区主催の敬老会のご案内も届かず、不利益をこうむっていると、そういったような内容でした。実は6年前、平成22年の12月議会で西原議員が自治会に入っていない世帯に広報等が配布されていない実態を取り上げまして、自治会加入にかかわりなく全世帯へ配布するよう求める一般質問をしております。その質問以降、未配布問題については一定改善された面と、先ほどの相談のようにまだ残された問題があるように思います。行政施策の公平性の確保や市民の知る権利の保障という点からも大事な問題だと考えますので、これまでの市の取り組みの確認も含めて質問させていただきたいと思います。

広報等の未配布についてのさきの西原議員の質問に対して当時の吉村副市長は、本市に住所を有する全世帯にひとしく配布することが基本である。そして未配布世帯解消に向けて検討したいというふうに答弁しております。副市長にお尋ねします。この元副市長の答弁は、広報等については全世帯にひとしく配布することが必要で、その責任というのは市が負っているということ述べたものというふうに私は理解しますけれども、そのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えいたします。

広報の配布につきましては、議員ご案内のように平成22年12月議会定例会において西原議員の質問に対し前副市長が、広報の配布は区長さんをお願いしているのが現状であるが、地区に住まいがあるものの部落費、あるいは町内会費を納めないなど自治会に加入していない世帯があると聞いています。そうした世帯については配布していない地区もありますし、配布していただいている地区もあります。広報につきましては、本市に住所を有する全世帯にひとしく配布することが基本であることは言うまでもありませんが、こうした実情もあり、また未配布世帯の把握も一定難しい部分もあります。特に市街地は人の出入りが多く、一層の未配布世帯が他地域に比べ多くなるのも推測されるという答弁をされております。私も前副市長の認識と同じ認識を持っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 広報にかかわる決まりとしまして、土佐清水市広報紙発行規則というのがあります。この第4条に広報は市内全世帯数に配布するというふうに規定されておりますので、この規則からいっても、広報等については全世帯にひとしく配布すると、これは市の責任だというふうに捉えていいんだろうと思いますが、その点答えませんでしたけれど、どうですか、配布するのはやっぱり市の責任だというふうに捉えていいんですか。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今答弁したように、前副市長の認識と同じ認識を持っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ですから問うたんですけれども、市が責任を持って配らないかということやと思います。自治会はやっぱりそれぞれに運営の仕方、やり方があるわけですが、事広報に関しては市と市民の問題ですので、自治会の運営にかかわりなく市民であれば広報等受け取る権利があるということに、今の話からいうとそういうふうになるんじゃないかと思うんですけれども、受け取る側としては広報等をいただく、受け取る権利があるというふうに考え

ていいんですか。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 議員ご指摘のように、広報を受ける権利があるとは土佐清水市広報紙発行規則、憲法14条の平等権や地方自治法第10条第2項の規定にある、住民は法律の定めるところにより、その属する普通公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うということを言われていると思いますが、ちょっと答弁が長くなりますが構いませんか。

広報配布方法につきましては、議員もご承知かと存じますが、徳島地方裁判所で平成元年11月29日の判決がございます。訴訟内容については、徳島市が広報とくしまを配布方法として新聞折り込みのみで配布していることは、新聞を購読している世帯のみに行政サービスを提供するものであるから、憲法14条平等権、地方自治法第10条第2項に違反するというものの訴訟がございましたが、その判決に広報の配布の方法としては、多様なものがあり得るが、いずれも一長一短あり、市が採用している新聞折り込みの方法はこれが最良の方法かどうかは別として、それ相当の合理性を有していると認めることができる。もっともこの方法では、新聞を購読していない世帯には広報が配布されないことになり、購読している世帯との間に取り扱い上結果的に差等を設けることになるが、この点の配慮として各支所、地区事務所などに広報を備置していることなどがあり、現配布方法が憲法及び法律の各規定に違反するものとは到底言えないという判決でございまして、この判決を鑑み広報紙の配布方法は市の裁量に委ねていることを前提に、本市の現在の配布方法は迅速性、確実性、経済性の観点から見て相当の合理性を有していると思っております。自治会に加入されていない世帯に対して、配布用として市役所本庁の入り口、各市民センター、地区区長場に一定数置いておりますことや、また各郵便局、病院、量販店などにも協力いただき閲覧用や配布用に一定の部数を置かせてもらっています。またホームページにも掲載していることなどから、補助的手段を設けていることなどから憲法及び法律に抵触しているとは思ってはおりませんが、広報紙発行規則第4条にありますように、今後とも全世帯に配布できるよう努めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 広報等については、全世帯にひとしく配布する責任というのはやっぱり市にあると思うんです。当然あると思うんですね。そして行政を公平に施策を市民に享受してもらおうという点も、そういう責任もあるし、それから市民にとってみれば市の広報について

全員が公平に受け取るという基本的にはそういう権利はあるというふうに私は思っています。ただ市の事情によって、いろんな対応の仕方があるんだというのがその判例だと思いますけれども、基本線としては、市がやっぱりその責任を負い、市民は広報を受け取る権利があるというのが大筋だというふうに私は思っています。

それでは総務課長にお尋ねいたします。6年前の吉村元副市長の答弁の後、未配布世帯解消に向けて市としてどのような対応をし、その結果未配布世帯がどうなったかお伺いいたします。今、副市長がちょっと半分ば答えてくれたような気がしますけれども、お願いします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

広報の配布につきましては、毎月月末に各区長場へ配布して、各世帯への配布をお願いしております。各地区区長場への配布部数につきましては、各地区からお知らせいただいた必要部数を配布しております。直近の数字で申し上げますと、しおさい、太陽の家を除いた部数は7,437部となっております。これに対しまして5月末の世帯数は7,356世帯となっております。市全体としましては、地区配布数のほうが上回っておりますが、地区によりましては世帯数を下回っている地区もあります。地区必要部数が世帯数を下回っている地区としましては、転出入の多い市街地地区や半島地区となっております。各自治会に対して住民登録のある世帯の名簿の情報提供は、個人情報保護の観点からできません。各自治会では、班編制を行うなど、さまざまな自治活動を行っていただく中で、例えば施設に入所されている等長期に不在であるなど地域の実情に合った配布がなされている部分もあると思います。単純に住民票の世帯数と必要部数の差が一概に自治会に未加入であるために配布しないケースだけではないと推測されますし、転出入もある中で未配布世帯の特定をどうやってするのかという問題があります。

未配布世帯解消に向けた市の対応ということではありますが、転入手続に窓口に来られた際に区長場の連絡先等の自治会情報を配布する等の取り組みについて再度周知の徹底を図る等により自治会への加入を促進することも1つの方法であると思っておりますし、そのように行っております。また、先ほど副市長の答弁にもありましたが、市役所本庁入り口や出先機関にも一定部数置いてありますし、各郵便局や病院、量販店等にも協力いただきまして閲覧や配布用に一定の部数を置かせてもらうところをふやしております。

広報等が配布されていない世帯につきましては、今申し上げた市役所入り口ほか施設に配布用に置いてありますものをご利用いただいているところでもありますし、ホームページにも掲載してありますので、閲覧していただいて周知を図っているところでもあります。今後、配布用に置かせていただく場所をふやすなども取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） この未配布解消についての取り組みは、さまざまいろんなことをされているということがよくわかります。区長や地区の協力を得ながら取り組みを進めてきたということ、それから市民センターとかそういったところに設置してきたということ、そういった対応があったということですが、しかし残念ながら相談にありましたように、未配布世帯の解消には至っていないのではないかというふうに思います。

そこで副市長にお尋ねしますが、こういった市の取り組みがこの6年間あったにもかかわらず、なぜ未配布の解消ができないか。その理由について副市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

現在、地区会を通じて広報を配布しているというのが現状でございまして、これまでも各区長さんには広報の全戸配布をお願いしてきた経過もございまして、議員ご指摘の未配布世帯が自治会未加入による未配布ということで答弁させていただきますと、自治会もそれぞれの考え方等もあると思われまので、解消につながっていないものというふうに考えております。先ほど答弁もしましたように、加入していない方にも配布していただいている自治会・区長場もございまして、そういう面からいえば、それぞれの自治会の考え方によるものかなというふうに思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 総務課長からも先ほどお話ありましたけれども、地区ごとの広報の配布数というのは区長からの申し出で決めているということでもあります。配布数の根拠になるのは、基本的には住民基本台帳の世帯数ということですが、住民の転出・転入ですね、先ほどお話ありました入院や仕事による長期不在と色々な地区住民の動向や状況を一番わかっているのは区長さんですから、区長さんからの申し出に基づいて、その申し出で配布数を決めるということは非常に合理的なことだというふうに私は思っています。しかし問題になるのは、先ほどの答弁でもありましたけれども、自治会に入っていないことを理由にした広報の未配布、これがやっぱり問題だと思うんです。先ほどの話もありましたが、自治会によっては、関係なく全世帯に配布してる自治会もありますし、それから入っていない、未加入を理由にして配っていないというところもあるようです。こういった自治会の対応がまちまちになっているんで

すけれども、さっき副市長はそれが自治会の運営そのものがそれぞれだからという理由を言ったんですけれど、そういうことであればまちまちになるでしょうね。

次の質問として、なぜまちまちかというお話を聞いたかっただんですけれども、自治会の運営がそうだと。それぞれ独自の運営だということはそういうことになりますよね。まちまちになるはずです。ただ私が思いますのは、自治会の対応がまちまちになっているのは自治会の運営がどうこうということではなくて、根本は市の広報等の配布を区長や自治会に市がボランティアでお願いしていると。ボランティアでお願いしているということだと思います。

私はさきの3月会議の予算決算委員会で区長に支給されている区長手当、正確には報償金ということなんですけれども、広報等の配布の仕事が含まれているのかと尋ねました。覚えておいででしょうか。そしたら前総務課長から、区長手当の中に広報等の配布の仕事は含まれていないと。配布はボランティアでお願いしているというふうに明快な答弁が返ってきました。3月会議の予算決算委員会です。そういうことなんです。本市は広報等の配布は区長や自治会にボランティアでお願いしています。ですから自治会が加入・未加入に関係なく全世帯に配ると決めれば配りますし、未加入世帯には配布しないと決めれば配布しないということになります。ボランティアでお願いしている以上、未加入世帯に広報を配布するかしないかは、自治会の判断になりますので、市はそれに対してボランティアでお願いしている以上、それ以上何も言うことはできないと思います。これがそれぞれの自治会がまちまちになり、配布できない世帯があるという根本の理由ではないかなと思います。そういった経過からしましたら、市は全世帯にひとしく配布することが基本だというふうにしながらも、結局配布をボランティアで自治会任せにしておりますので、この配布漏れのチェックも実際できないし、未配布世帯がそのままになってきたというのが実態ではないかと思います。ですから、未配布世帯が解消できない一番の理由は、地区がどうのこうのじゃなくて、その配布を区長や自治会にボランティアで任せている市のやり方があるんだというふうに私は思います。

続けて副市長にお尋ねします。このようにボランティアの配布では、自治会の判断で未配布世帯が生じるということは避けられないというふうに私は思います。今後もこのボランティアで配布を続けるということであれば、未配布世帯が生じた場合は、全世帯配布する責任を市は負ってるわけですから、市の責任で配布する必要があるのではないかなというふうに思います。未配布世帯には郵送もしくは市職員が配達するなど市の責任で自宅に届ける手だてをする必要があると思うんですがいかがでしょうか。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします

全戸配布を確実に行うことになると、全戸郵送というものが考えられます。西原議員から、先ほど答弁しましたご指摘のありました当時は西原議員の質問では選挙公報というものもございまして、選挙公報や市県民税の申告書については、日本郵便のタウンプラスという方法で送っています。タウンプラスといえば、宛名は個人名でなく市内在住者として全戸配布するというやり方がタウンプラスというやり方みたいです。単価30円に日本郵便の全戸配布数7,240を掛けますと1回当たりの費用は21万7,200円となっております。広報等の送付につきましては重量制限にかかることから、選挙公報とか市県民税よりかなり重たくなります。重量制限にかかることからこのタウンプラスは利用できませんので通常の郵便となります。そうしますと約1カ月に200万円程度の郵送料が毎月必要となり、1年間では約2,400万円程度必要となり、封筒に入れる手数料等多額の費用が必要となりますので、費用面からいいますと余り現実的ではありませんので、引き続き各区長さんと実態把握と協議を行うなどして未配布世帯の解消に努めてまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 全世帯郵送すると大変な額になりますよね。これとてもじゃないがなかなかできないと思います。だからボランティアで配布するというのを続けるのであれば、未配布世帯になる世帯については郵送したらどうですかと、あるいは市の職員が配ったらどうですかというふうにお尋ねしたんですけれども、そのあたりもいろいろ工夫をぜひしていただきたいと思います。広報が必要ならいろんな所へ置いてますよというのも1つの方法ですけども、先ほど言いましたように、行政施策の公平さという点でいえば、これは取りに行ける人も行けない人もいますので、余りにも不公平で不親切かなというようなことを考えます。今後やっぱり配布をボランティアで対応するというおつもりなら未配布世帯について、自治会に未加入の未配布世帯については、何らかの手だてを打っていただきたいというふうに思います。

次に危機管理課長にお尋ねいたします。危機管理課では平成24年度に作成した津波ハザードマップを本年度中に改訂しまして来年度配布する予定にしております。この津波ハザードマップは市民の生命にかかわる重要な冊子ですので、自治会の加入・未加入に関係なく全世帯に配布しなければならないと思いますが、危機管理課長はどのような方法でこのハザードマップを全世帯に配布するおつもりなのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（仲田 強君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

現在の津波ハザードマップは総務課南海地震対策係時代の25年12月にA1サイズ、横が

594mm縦が841mmで各地区ごとに作成し、広報と合わせて配布を行っており、また市のホームページで閲覧できるようになっております。

議員ご紹介のように、前回のハザードマップの作成以降、命を守る対策として避難路、避難施設等の整備を進めてまいりましたので、それらの情報と合わせたものとし、また前回配布後に自分の住んでいる地域だけでなく、市全体の津波ハザードマップも欲しいという要望もありますので、そちらも考慮し、再編し来年度に住民配布を予定しております。

この新ハザードマップの仕上がりがどの程度のボリュームになるか、まだ不確定な部分がありますが、先ほど副市長のほうからありました選挙公報方式、私の調べたところでは配達地域指定ゆうメール、これは対象100gまでということでございます。それで重さによって郵送の単価が違っております。これで全戸配布を実施しますと、この5月末のしおさい、太陽の家を除く住民基本台帳の世帯数で算定した場合に約40万5,000円の経費が必要となっております。現段階ではホームページへの掲載と広報の配布と同様に各地区へお願いして、また市民センター等の関係施設、それとか病院、郵便局、銀行、量販店などの主要な場所で受け取ることができる方法と考えております。

なお、未配布世帯よりハザードマップが欲しいとの声がありましたら、置いてある場所をお教えするとか郵便で個別に郵送するとかでケースバイケースで対応して、できるだけ多くの方に配っていきたいというふうに考えております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 先ほど副市長からも今の危機管理課長からもお話ありました。6年前の西原議員の質問の中で、選挙公報も未配布になっていたということで、その指摘も西原議員はしております。それについては公選法の規定もあって、ゆうメールで全有権者世帯へ直送することにして、選挙公報の未配布問題は解決しております。この津波ハザードマップも、これは通常の広報並みの取り扱いではちょっと弱いかなというふうに思います。できれば全世帯へ届けるような手だてを、ことし配るわけじゃありませんので、あと1年猶予がありますので、さまざまな方法を考えて、ぜひ対応していただきたいと思います。

ところで、広報等の配布作業につきましては、時間も労力もかかってなかなか大変な仕事だと区長さんや役員の皆さんから聞きます。それなのになぜ本市は広報等の配布業務が区長手当の中に含まれていなくてボランティアなのか、私は非常に理解に苦しみます。ちなみにお隣の宿毛市と四万十市に問い合わせをしてみますと、宿毛市では本市と同じように区長へ区長手当、報償費を支給しておりますが、その中に広報等の配布の仕事を含めているということでした。四万十市に問い合わせをしてみますと、四万十市はこれまで清水と同じように報償費で対応してい

ましたけれども、今は地区活動推進交付金というお金を支給しているということです。しかし、その中にやはり広報等の配布の仕事を含めているということでした。両市ともに広報等の配布はボランティアではなくて報償費あるいは交付金という財政措置をして、その中の仕事として位置づけしております。副市長にお尋ねします。未配布問題を解決するには、そもそもボランティアではなくて、宿毛市や四万十市のように区長手当や交付金の中に配布業務を位置づけるか、あるいは自治会との間で配布の委託計画を結んで広報等の配布をきちんと依頼することが必要ではないかというふうに思いますが、副市長のお考えをお聞かせください。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 広報の配布方法につきましては、今議員ご案内のように他市の状況から申しますと、県内11市のうち6市がうちと同じように自治会を通じて広報を配布しています。その中に手数料等で区長の報酬の中に含まれているものもございますし、いないところもあるという場合があって、手数料に含まれても必ずしも全戸配布が行われている実態ではないというようなことを聞いております。

議員ご案内のように委託契約とする場合は単価契約となると考えますが、市役所から各地区の世帯名簿の提供が先ほど総務課長が申したように個人情報関係でできません。一定誤差が生じてきます。そうしますと、そこをどう埋めていくかという問題がございます。また各地区長さんの考え方もさまざまあるということから一律にお願いできるかという疑問も残るなど、さまざまな課題があると思います。そういう課題を他市町村の事例を参考にしながら、今後地区長さんと協議研究してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 打ち合わせのときにも私お話しました。宿毛市、四万十市については、財政措置をして広報配布の仕事を入れているということでしたけれども、では四万十市、宿毛市で未配布世帯がなくなったかといえばそうではないんです。そうではないんですよ。ただ完全になくなったというわけじゃないんですけれども、しかし私はこの広報の配布をボランティアではなくて、何らかの財政措置をしてきちんと委託することは責任の所在をはっきりさせることになるというふうに思います。市には全世帯にひとしく配布する責任があるというふうに言いながら、これまでのようにボランティアで自治会にお願いするのは、責任の所在が曖昧になってしまうと思うんです。今のままだと、未配布の責任が自治会にあるかのような誤解も生じかねないと思うんです、自治会に任せているわけですから。それは自治会にとっても私は大

変不本意なことではないかなというふうに思います。市としては自治会の加入・未加入に関係なく全世帯に広報を配布してもらいたいわけですから、それを自治会に実行してもらうには、財政措置をして委託するほかないというふうに私は思います。ボランティアで解決できないということは、これまでの経過を見れば私は明らかなというふうに思っています。市と自治会というのはそれぞれ独立した組織です。対等平等な関係にあります。市と自治会がボランティアでも上意下達でもない対等な立場で契約を結んで、広報等の配布に協力して取り組めば、未配布問題は解決の方向へ進むのではないかなというふうに私は思います。区長手当の増額でも、委託契約でも多少の支出を伴うことになると思いますけれども、市民の権利保障、市民福祉の増進という点からいけば当然必要な経費ではないかと思えます。ぜひ検討していただければと思います。

それでは市長にお尋ねします。この広報等の配布の問題ですけれども、ほんとに膨大な行政施策の中のほんの一部の問題かもしれませんが、この問題を通して公的責任かボランティアか、行政の長がどちらに軸足を置いて行政運営を行っているか、私がそれが見えてくるように思います。この広報の配布の問題については、市長はどのようなご所見をお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 前田議員のおっしゃることはわかるわけですが、なるほど、もっともだなというふうに聞いておりましたが、ただ私も集落の活動については青年団当時、それから消防団当時、また部落の評議員としてかかわっておりますので、一概になかなかそういう線を引いたらコミュニティの維持といいますか、ボランティアという言葉がありますが、これは、究極のボランティアなんですよ、民生委員も含めて。コミュニティを守るために、ほんとに集落の役員、区長役員というのはほんとに出役においても祭り事においても、集落を運営するに当たっては、ほんとに手弁当でやっていただいているのが現状であります。広報のことについては、広報だけじゃないんですよ、あれ。区長会、春夏2回区長会があるんですが、区長会で必ず出てくるのは広報のほかに、公益性とか公共性のないようなチラシが多く含まれているがやないかというふうなお叱りもいつも受けます。地域においては、各警察の駐在所の配布物とか、また各地区の独自のイベントとか行事のお知らせする文書とか、ほんとにさまざまな時には広報の5倍ぐらいの量があるようなそういう配布する文書がございまして、ほんとに区長の皆さんにはご苦勞もおかけしているところでもあります。ほんとに頭の下がる思いであります。なぜ部落費も払わん、部落の一員に入らないのか、そこもちょっと分析する必要もあると思いますし、なかなか人間関係も薄くなっているのかなと思ったりして今までの議論を聞いて

おりますが、基本的にはやはり全員に配布するというのが基本だと思いますし、またそれを郵便で配布するとなれば莫大な費用が要するというのも今答弁なされたところでもありますので、何とかいい方法がないのか、区長さんともこれからも話し合っ、また頭を下げる場所は頭も下げながら対応して、お願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。住民の方が自治会に加入するかしないかは、住民と自治会の問題ですので、それはそこで話をさせていただければええわけです。この広報等の配布というのは自治会ではなくて、市と市民の間の問題なわけですから、やっぱり市の責任において解決しなければならない。そのときにはやっぱり自治会と十分相談せないかと。そのとおりだというふうに思います。私は行政施策の公平さ、市民の知る権利の保障という点からも、まず未配布の現状をしっかりとつかんで、市の公的責任を果たす立場に立って市長にはしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

続けて市長にお尋ねします。先ほども出てましたけれども、少子高齢化が急速に進んでいきます本市において、まちづくりとか地域づくりにおいて、行政と自治会との関係がとりわけ私も重要になってくるというふうに思っています。市と自治会の関係について市長のご所見をお聞かせいただければと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これは切っても切れない間柄と申しますか、ほんとに従来より地域に密着したサービスの提供に当たっては、ほんとに区長場なり区長さんにお世話になっているところでありまして、市と市民の問題という関係ということでありましたが、そのとおりだと思っておりますし、やはり市と市民との間に立ってきずなを深めるコミュニティと申しますか、役目というのがまさしく自治会であるというふうに認識しておるところでありますし、まさしく地域の担い手という意味からも両者が連携、協働することによって市民の住民の福祉向上、これが図れるというふうに考えておりますので、切っても切れない大事な関係であるというふうに認識しております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 私も大体市長と似たような認識をしてるんですけども、市と自治会というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、対等平等でお互いを尊重し合う関係にあ

るんだらうというふうに思います。その関係を前提にして、広報等の配布の問題もそうすけれども、市民と住民に共通する課題、その解決のために市と自治会が協力して取り組むことが今後大事になってきているというふうに思います。少子高齢化が急速に進んでいます本市ではとりわけ周辺地域において集落の存続も含めて地域の暮らしをどう支え、どう守るか。市の施策以前に地域住民がみずから考えて対応せざるを得ない状況が生まれているというふうに思います。このことは、まさにどの地域においても地域の問題を解決する自治会の本当の力量、自治の力とでもいいたいでしょうか、それが問われている状況になっしょうがやないかというふうに私は思います。そういった自治の力を高めるためには、市にはボランティアとか一方的なお願いではなくて、対等な立場から人的にも、それから財政的にも自治会を積極的に支援する取り組みが私は今最も求められているのではないかというふうに思います。コミュニティというお話をされましたけれども、やっぱりそのコミュニティづくりで自治会の果たす役割というのは大変大きなものがあります。その部分を市が人的にも財政的にも支える姿勢、バックアップする力をまた検討していただければというふうに思います。

もう時間がなくなりました。市長の政治姿勢について2点、財政問題と核兵器禁止条約についてお尋ねしたかったですけれども、もう時間がありません。最後に一言だけ。核兵器禁止条約にかかわって、高知新聞は3月30日付の社説に国連会議への核兵器禁止条約について、日本政府の不参加問題を取り上げて被爆国の責任を果たせという見出しで唯一の被爆国である日本政府がこの交渉会議に参加すべきだというふうに訴えをしています。今の日本政府はこの交渉に大変後ろ向きなんですけれども、本市は非核都市宣言、平和都市宣言もやっていますし、ビキニ被災の被災者もおいでますので、ぜひ市長、何かそういう機会があれば一言でも政府関係者にその会議に参加しいやと言っただけであればありがたいです。

以上で全ての質問を終わります。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っます。これにご異議の方はございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） ご異議なしと認めます。よって本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月20日午前10時に再開いたします。ご苦勞さまでした。

午後 3時01分 延 会